

# OH-EBASHI LPC & PARTNERS NEWSLETTER



## 目次

【金融商品取引法】

1

令和6年改正Before/After  
公開買付けを用いた買収スキーム素描

浦田 悠一

2

【米国法/国際取引】

日本企業にも適用あり!?米国の輸出規制・制裁規制の概要

福富 友美

【個人情報保護法】

個人情報保護法の改正と企業実務に与える影響(上)

3

AI開発等の場面における本人同意要件の緩和、  
子供の個人情報や顔特徴データ等の取扱い

上原 拓也

4

【インドネシア法】

インドネシアにおけるPKPU(支払猶予手続)及び破産制度

逢見 昂平・Julius Singara (Maramis Purba Santi Singara法律事務所)・  
Amanda Christie (Maramis Purba Santi Singara法律事務所)

5

【特許法】

欧州統一特許裁判所(UPC)最新実務動向アップデート

鷲見 健人

【AI事業者ガイドライン】

6

AI事業者ガイドライン(第1.2版)のポイント  
～主要なアップデート及び企業実務での活用方法～

簗田 由香

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

# 令和6年改正 Before/After 公開買付けを用いた 買収スキーム素描



大江橋法律事務所 弁護士 /  
ニューヨーク州弁護士  
浦田 悠一

▶ PROFILE

yuichi.urata@ohebash.com

## 第1 本稿の目的

公開買付制度及び大量保有報告制度を大改正するいわゆる令和6年改正金商法が、関連政府令とともに、2026年5月1日に施行されました。改正項目は多岐にわたり、立案担当者や実務家から既に多数の解説等が出されているので、本稿ではそれらを単になぞることはいたしません。本稿では、公開買付けに一定のなじみのある読者を対象に、公開買付けを用いた買収スキームに絞って、①改正前は可能だったが改正後は不可能になったもの(○→×)、②改正前は不可能だったが改正後は可能になったもの(×→○)、③改正前後で理由は異なるものの結論が変わらないもの(×→×)を、端的に図示します。皆さまが公開買付けを用いた買収スキームを検討される際の出発点<sup>注1</sup>となれば幸いです。

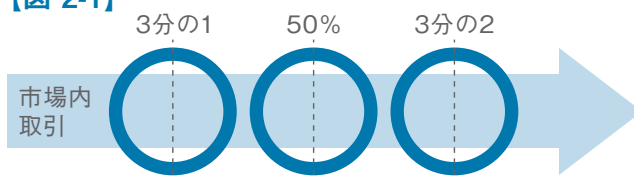
略語については、末尾の凡例をご覧ください。

## 第2 市場内買付けによる 支配権取得(○→×)

### 1 Before

シンプルなところから始めましょう。改正前金商法のもとでは、公開買付けが義務付けられるいわゆる3分の1ルールの対象は市場外取引に限定されていました(改正前金商法27条の2第1項2号・3号)。このため、(市場株価が上がってしまうため経済合理的な買収手法であるかどうかはさておき)市場内取引で買い上げるにより情報開示が乏しいまま対象会社の支配権を獲得することも可能でした<sup>注2</sup>。

### 【図 2-1】



### 2 After

令和6年改正により閾値が株券等所有割合(金商法27条の2第8項。以下同じ)の3分の1から30%に下がったうえに、市場内取引も適用対象となりました(金商法27条の2第1項

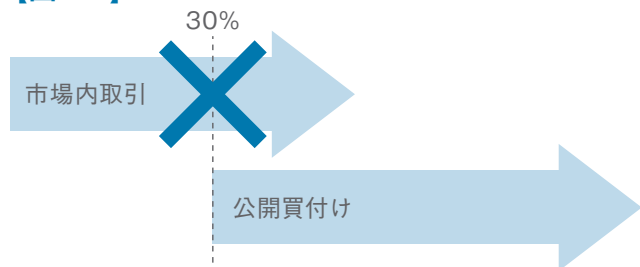
<sup>注1</sup> タイトルを「素描」とし、また、ここであくまで「出発点」としているのは、実際のスキーム(ステップ、スケジューリングなど)を確定するにあたっては、改正大量保有報告制度の影響(たとえば、大量保有報告書の保有目的欄における5%超取得行為等の記載必須化の影響)や、従前から存在する主要株主による上場株式の譲渡に伴う売出し規制など、他の規制も検討する必要があります。

<sup>注2</sup> いわゆる5%ルール(金商法27条の2第1項2号)の内容については改正がなかったため(立案担当者法解説12頁)、本稿では5%ルールは度外視します。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

1号注3)。つまり、株券等所有割合が30%超となる場合には取得方法の市場内外を問わず公開買付けが義務付けられることとなりました。

【図 2-2】

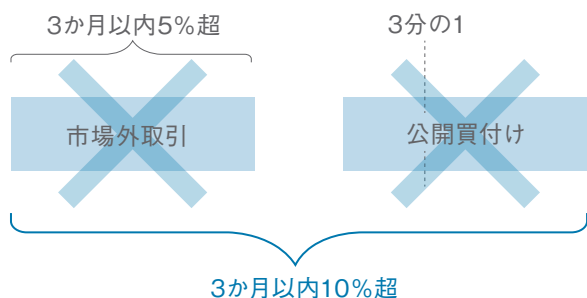


### 第3 支配株主からの30%未満のディスカウント相対取得直後のプレミアム全部取得公開買付け(×→○)

#### 1 Before

改正前金商法のもとでは、市場外取引で株券等所有割合5%超の対象会社株式を取得してから3か月以内に、対象会社株式について公開買付けを実施し株券等所有割合10%超かつ累計で株券等所有割合3分の1超の対象会社株式を取得することは、急速な買付け規制(改正前金商法27条の2第1項4号・6号、改正前金商法施行令7条7項2号。以下同じ)によりできませんでした(全体について公開買付けを行う必要がありました)。

【図 3-1】



#### 2 After

令和6年改正により急速な買付け規制自体が廃止されたため注4、先行取引と後続取引が3か月以内に行われるか否かを問わず、上記の例は条文上では禁止されなくなりました。もっとも、立案担当者は、令和6年改正後も、「各取引の目的の共通性や時間的近接性等の個別の事情を勘案し実質的な観点から複数の取引が一連の取引と評価される場合がある」との従来の当局見解を維持しているため(立案担当者法解説15頁)、今後は、急速な買付け該当性という形式的判断ではなく、「一連の取引」かの実質的判断が重要となります。

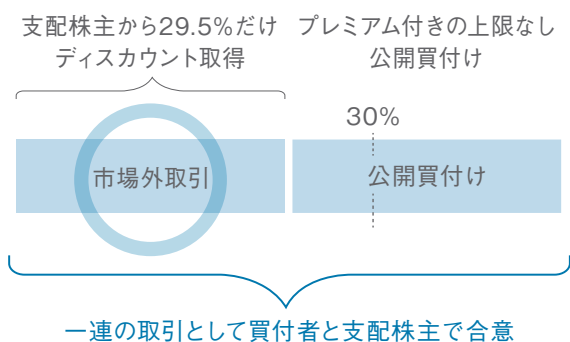
たとえば、買付者が株券等所有割合50%超の支配株主から市場価格よりも低い価格で30%ルールに抵触しない範囲の株券等所有割合29.5%分だけ対象会社株式を取得したのちに、市場株価にプレミアムを付した公開買付価格で上限なしの公開買付けを実施することは、条文に反しませんし、支配株主が不利益を容認して一般株主の経済的利益を害することなく買付者が買収総額をおさえるスキームですから、(仮に「一連の取引」と評価されとしても)実質的に不当でもなく問題視される可能性は低いでしょう。しかし、買付者が同じ支配株主との間で上記29.5%分を公開買付価格よりも高い価格で相対取得し、残りは公開買付けで応募してもらう合意を予めして一連の取引を実行する場合には、先行相対取得と公開買付けとの間に3か月超の期間が空いていたとしても、支配株主を利して一般株主の利益を害する一連の取引であるとして、「一連の取引」(全体について公開買付けを行う必要がある)と評価されるおそれがあるでしょう。

注3 理由については立案担当者法解説12頁。

注4 理由については立案担当者法解説14頁以下。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【図 3-2】

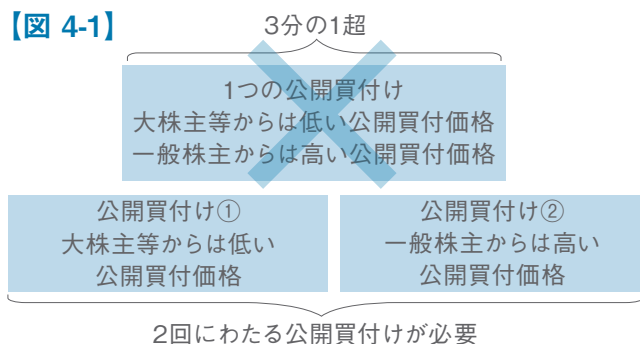


## 第4 異なる価格の並行買付け (×→○)

### 1 Before

令和6年改正の前後を問わず、公開買付価格は均一でなければならず、1つの公開買付けにおいて複数の公開買付価格を設けることはできません(金商法27条の2第3項)。改正前金商法のもとでは、この点について例外規定が存在しませんでした。また、いわゆる別途買付けは禁止されており、公開買付期間中は公開買付けによらず対象会社株式の買付け等を行うことはできません(金商法27条の5本文)。そのため、特定の大株主等から、一般株主より低い価格での応募同意を得た場合であっても、1つの公開買付けの中で公開買付価格を区分することができず、(1つのグループからの取得数が株券等所有割合にして3分の1を超える場合には)2回にわたって公開買付けを実施しなければなりません注5。

【図 4-1】



### 2 After

令和6年改正により、次の要件を満たす場合には、公開買付けと並行して、市場外相対取引により、一部の株主から公開買付価格と異なる価格での対象会社株式の買付け等が可能となり(金商法施行令7条1項13号)、かつ、かかる並行買付け等は別途買付け禁止にも該当しないと整理されました(金商法施行令12条6号)。

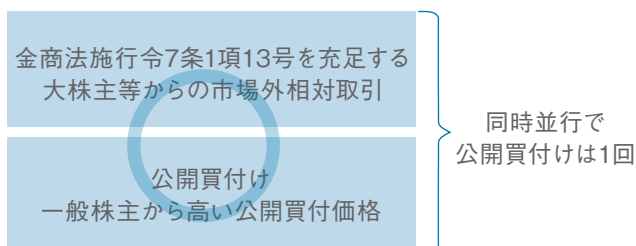
- ① 公開買付者と同一の者が行う買付け等であること
- ② 特定の株主からの買付け等に係る買付け等の価格が公開買付価格を下回ること
- ③ 当該特定の株主からの買付け等に係る決済が公開買付けに係る決済と同時に行われること
- ④ 当該特定の株主との間の買付け等に係る契約の締結までに、当該買付け等を行う者が、当該特定の株主に対し、公開買付けの内容を記載した書面を交付し、又は当該内容を記録した電磁的記録を提供したこと
- ⑤ 公開買付けに買付予定数の上限が付されていないこと
- ⑥ 公開買付けに係る公開買付届出書において④の契約があること及びその内容を明らかにしていること

令和6年改正により、第3記載のスキームが可能となっているので、大株主等からのディスカウント取得の合計が株券等所有割合30%以下なのであれば、本第4記載のスキームを採用する必要はないでしょう。

**注5** この「2回にわたって公開買付けを実施しなければならない」の意味は、公開買付価格の均一性の問題なのか、別途買付け禁止の問題なのか自明ではありません。当局の立場が、公開買付価格の均一性の問題であり、同一銘柄に対する公開買付価格を異にする複数の公開買付けの公開買付期間を重複させてはならないというものであることを示唆するものとして、森本大介ほか「自社株公開買付けと他社株公開買付けの価格差組合せ取引の検討—増進会出版社による栄光ホールディングスの完全子会社化事例を踏まえ—」旬刊商事法務2077号40頁(特に43頁以下)があります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【図 4-2】

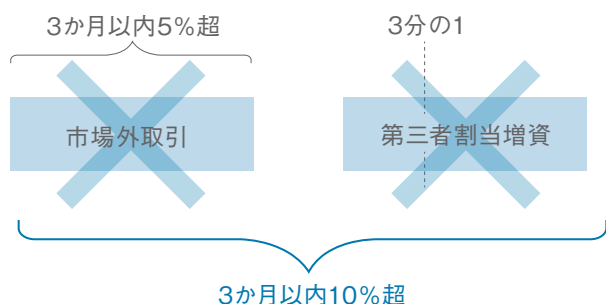


## 第5 大株主からの相対取得直後の第三者割当増資による支配権取得(×→×)

### 1 Before

改正前金商法のもとでは、市場外取引で株券等所有割合5%超の対象会社株式を取得してから3か月以内に、第三者割当増資により株券等所有割合10%超かつ累計で株券等所有割合3分の1超の対象会社株式を取得することは、急速な買付け規制によりできませんでした(全体について公開買付けを行う必要がありました)。

【図 5-1】

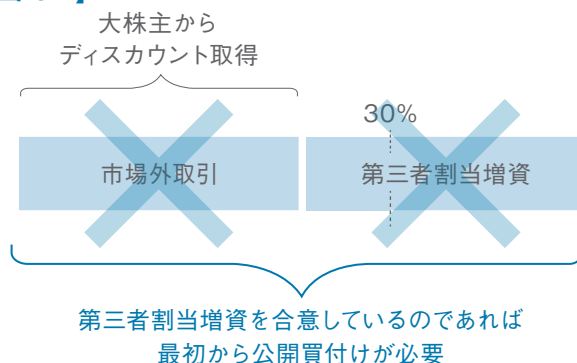


### 2 After

前記のとおり、令和6年改正により急速な買付け規制自体が廃止されました。そこで、今後は、対象会社の買収を企図す

る者は、対象会社の大株主から相対取引により対象会社の株式を取得したうえで、直ちに、第三者割当増資により対象会社株式を引き受け、公開買付けを経ることなく、対象会社を買収することも可能になったかのようにも思われます。しかし、今回の改正では、買付者と発行会社との間で新規発行についての合意がある場合注)6には、これも「所有」に準じるものとされました(他社株府令2条の7第3号)。この結果、合意している第三者割当増資分が株券等所有割合の算定にあたり加算されるので、もともと企図していた市場外取引分(典型的には大株主からのディスカウントでの相対取得)と第三者割当増資分の合計が株券等所有割合にして30%を超える場合には、結局、市場外取引分自体は株券等所有割合30%以下であっても、その段階から公開買付けが義務付けられます。令和6年改正前であっても、予め「大株主からのディスカウント相対取得+第三者割当増資」を一体のものとして関係者間で合意している場合には、両取引の間に3か月超の期間を空けて急速な買付け規制を免れたとしても、第3の2で述べた「一連の取引」の解釈により公開買付けが義務付けられた可能性が高いと考えられますので、関係者の合意に基づく「大株主からのディスカウント相対取得+第三者割当増資」スキームは改正の前後を通じて困難なスキームではないかと考えられます。

【図 5-2】



注)6 この点の解釈についてはバブコメ回答106を参照。

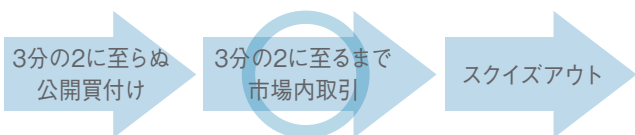
本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 第6 二段階買収における3分の2未満の下限(○→×)

### 1 Before

第2の1で述べたとおり、改正前金商法のもとでは、市場内取引は公開買付け規制の適用対象外であったため、いわゆる二段階買収(公開買付け+スクイズアウト手続)における公開買付けの下限を、スクイズアウトを確実にする総議決権の3分の2とせず、公開買付けの結果がこれに満たなかった場合には、市場内取引等により追加取得をしたうえで、そののちに、スクイズアウト手続に移行することも可能でした。

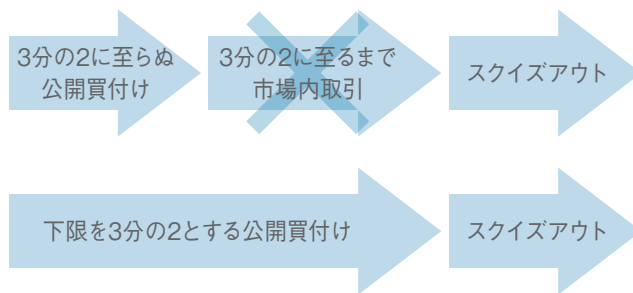
### 【図 6-1】



### 2 After

第2の2で述べたとおり、令和6年改正により、株券等所有割合が30%超となる市場内取引も公開買付け規制の対象となったため、僅少な買付け等(金商法施行令7条3項注7)に該当しない限り、二段階買収における公開買付けにおいては総議決権の3分の2を下限とする例が増えるのではないかと考えられます。なぜなら、そうしない場合には、3分の2に至るまでの追加取得も公開買付けによらねばならず(2回公開買付けをしなければならず)、通常は、スケジュール的にも経済的にも合理性が乏しいからです。

### 【図 6-2】

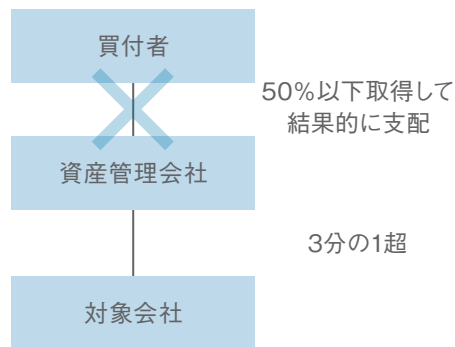


## 第7 50%を超えない間接取得(×→○)

### 1 Before

改正前金商法のもとでは、株券等所有割合3分の1超の対象会社株式を所有する資産管理会社を結果的に支配する場合には(いわゆる間接取得)、公開買付け規制の潜脱にあたるとして対象会社に対する公開買付けも要すると解釈されてきました(改正前公開買付けQ&A問16)。改正前公開買付けQ&Aにおける資産管理会社の総議決権の過半数(50%超)取得への言及は例示であって、それ以下の取得を通じて資産管理会社を結果的に支配する場合には抵触リスクがありました。

### 【図 7-1】



注)7 立案担当者政府令解説16頁以下。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを提供したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

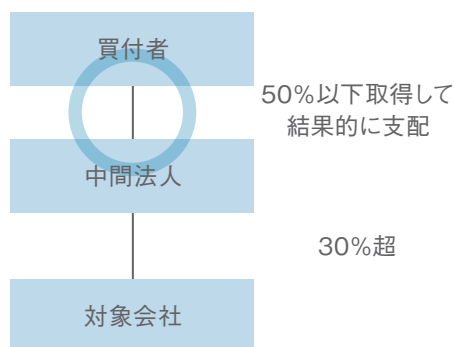
## 2 After

令和6年改正により、間接取得のうち次のものが「買付け等」に該当することとなり（他社株府令2条の2第2号）、公開買付け Q&Aからも「…など、結果的に支配する場合」というキャッチオール的文言がなくなって他社株府令の左記条項のみが言及されるようになりました（公開買付けQ&A問9）。

- ①株券等を所有する法人等（以下、仮に「中間法人」といいます）の株式又は出資の有償の取得であって、当該取得後の中間法人に対する議決権所有割合が新たに50%を超えることとなること
- ②専ら当該株券等を取得し、又は当該株券等に係る議決権の行使について中間法人に対して指図を行うことを目的として行うものであること

したがって、今後は、中間法人の株式の総議決権の50%以下の取得にとどまる限り、結果的に又は事実上中間法人を支配し、対象会社に重大な影響を及ぼせるようになったとしても、中間法人が対象会社の株券等所有割合の30%超を所有している場合でも、対象会社に対する公開買付けを実施する必要はないと考えられます。

【図 7-2】

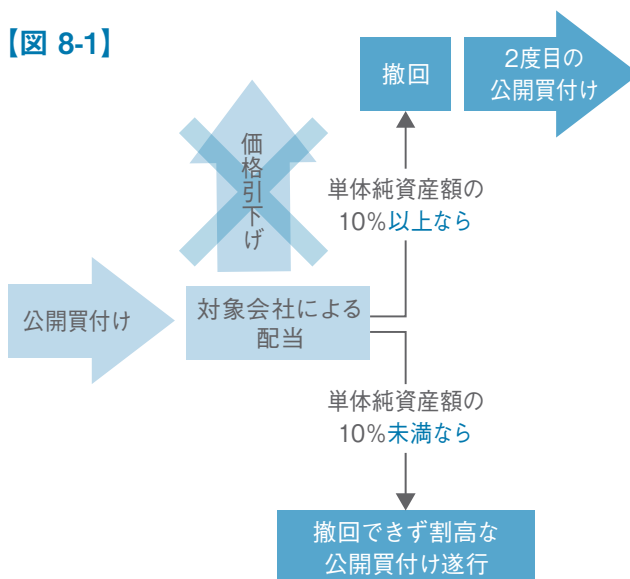


## 第8 対象会社が公開買付期間中に配当した場合等の価格引下げによる公開買付け維持 (X→O)

### 1 Before

改正前金商法のもとでは、公開買付期間中に、剰余金配当が実施された場合であっても、公開買付価格の引下げが認められておらず、かつ、配当額が単体純資産額の10%未満である場合には、金商法施行令14条1項1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」として、公開買付届出書に記載していたとしても、公開買付けを撤回することができませんでした（公開買付けQ&A問39）。このため、対象会社が公開買付期間中に配当を実施すると、公開買付けを撤回できる場合には、公開買付けを撤回して価格を変更したうえで再度公開買付けを実施しなければならず、公開買付けの撤回が認められない規模にとどまる配当が実施された場合には、割高な公開買付けの遂行を強いられるリスクが買付者がありました（対象会社にとっては配当による防御活動が可能でした）。

【図 8-1】

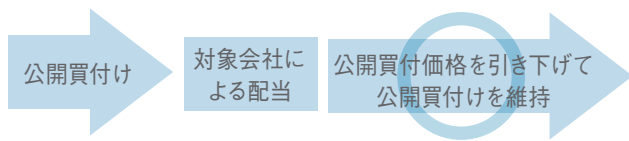


本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 2 After

令和6年改正の前後で撤回に関する公開買付けQ&A問39の内容は変わっていませんが、令和6年改正により、公開買付け期間中に対象会社が剰余金の配当を行った場合や公開買付けの決済開始日より前の日を基準日として対象会社が剰余金の配当を行う旨の決定をした場合には、配当により1株に対して割り当てられる配当財産の価額又は金銭の額を公開買付価格から控除した額を下限として、公開買付価格を引き下げることが可能となりました(金商法27条の6第1項1号、金商法施行令13条1項3号、他社株府令19条1項3号)。これにより、対象会社が公開買付け期間中に配当を実施等しても、買付者は公開買付価格を引き下げることにより、公開買付けを維持できることとなりました。

【図 8-2】



<凡例> (法令等は断りのない限り令和6年改正後のもの)

金商法	金融商品取引法
改正前金商法	令和6年改正前の金融商品取引法
金商法施行令	金融商品取引法施行令
他社株府令	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
公開買付けQ&A	金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」
改正前公開買付けQ&A	令和6年改正前の金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」
パブコメ回答	金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(公開買付制度関連)」(2025年7月4日)
立案担当者法解説	野崎彰ほか「公開買付制度に係る金融商品取引法等の改正」旬刊商事法務2363号11頁
立案担当者政府令解説	新谷垂紀子ほか「公開買付制度の見直しに係る政令・内閣府令等の改正等の解説」旬刊商事法務2402号14頁

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 【米国法/国際取引】

# 日本企業にも適用あり!? 米国の輸出規制・ 制裁規制の概要



大江橋法律事務所 弁護士  
福富 友美

▶ PROFILE

tomomi.fukutomi@ohehashi.com

## 第1 はじめに

近年、日本企業にとって、米国の輸出規制及び経済制裁への対応は、重要性を急速に増している課題です。従来、日本企業による輸出取引については、日本の外為法(外国為替及び外国貿易法)への対応が中心と考えられてきましたが、実務上は、これに加えて米国法規制への対応が不可欠となっています。その背景には、米国の輸出規制(Export Administration Regulations: EAR)<sup>注1</sup>や、経済制裁規制(Office of Foreign Assets Control (OFAC)による規制:いわゆるOFAC規制)が、一定の場合に米国外企業に対しても適用される、いわゆる域外適用の性質を有していることがあります<sup>注2</sup>。そこで本稿では、米国の輸出規制及び経済制裁規制の概要や違反リスクについて、ご紹介いたします。

## 第2 米国輸出規制・経済制裁の全体像

米国の対外規制は複数の制度により構成されていますが、主なものとしては以下が挙げられます。

1. 商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security: BIS)が所管する輸出管理規則(EAR)
2. 財務省外国資産管理室(The Office of Foreign Assets Control: OFAC)が所管する経済制裁プログラム

EARは主として貨物・技術の移転を規制し、OFAC規制は特定の国・企業・個人との取引を制限するという違いがあります。

このほか、貨物・技術のうち、より機微度が高い軍事品目の移転に関しては、国務省防衛取引管理局(Directorate of Defense Trade Controls: DDTC)が所管する国際武器取引規則(International Traffic in Arms Regulations: ITAR)や、核関連の輸出入を規律するものとして原子力規制委員会(Nuclear Regulatory Commission: NRC)所管の規則などもあります。

## 第3 EARの概要

### 1 EARの基本的な理解

EARは、いわゆるデュアルユース品(民生用途と軍事用途の双方に使用可能な品目)を対象とする広範な輸出管理規制です。規制の対象には単に米国内からの輸出にとどまらず、以下のような製品や技術を含む再輸出(後述)も対象となる場合があります。

- ▶ 米国内に所在するすべての品目
- ▶ 米国原産の貨物、ソフトウェア及び技術
- ▶ 米国原産品を一定割合以上含む外国製品
- ▶ 米国の技術又はソフトウェアを用いて製造された外国製品  
(いわゆる外国直接製品(Foreign Direct Product: FDP))

<sup>注1</sup> Export Control Reform Act of 2018, 50 U.S.C. §§4801-4852; 15 C.F.R. Parts 730-774 (EAR)。

<sup>注2</sup> 域外適用については、15 CFR Chapter VII の§734.9や §734.4などがあります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

そのため、日本国内で製造された製品であっても、米国原産の技術や部品が関与している場合には、EARの適用対象となり得る点に十分留意する必要があります。

## 2 日本企業への域外適用の仕組み(再輸出規制)

EARの域外適用を理解する上で中核となる概念が、「再輸出(re-export)」です。再輸出とは、一般的には、米国から輸入した貨物を第三国に輸出する行為、が思い当たりますが、EARにおける再輸出は、上記に加えて、以下のような行為を含む広範な概念となっております。

- ▶外国から外国への貨物の移転
- ▶技術又はソースコードを外国人に提供する行為
- ▶外国間における技術移転(いわゆる「みなし再輸出(deemed reexport)」)<sup>注3</sup>

実務上、日本企業がEARの適用対象となる代表的なケースは、以下のとおりです。

- ▶米国原産品の再輸出:米国から輸入した部品・機器・ソフトウェア等を第三国へ輸出する場合
- ▶デミニミス・ルール(組込製品):外国製品に米国原産の部品・ソフトウェア等が一定割合以上含まれる場合
- ▶外国直接製品規則(FDPR):米国の技術又はソフトウェアを用いて海外で製造された製品を輸出する場合

これらに該当する場合、日本企業同士の国内取引を含め、形式的に米国を経由しない取引であっても、EARの規制対象となる可能性があります。また、技術の提供についても「みなし再輸出(deemed reexport)」として規制対象となり得るため、日本国内で外国籍従業員に技術情報を提供する場面にも注意が必要です。

また、デミニミス・ルール(De Minimis rule)とは、外国製品に含まれる米国原産コンテンツの割合に応じて、当該製品が

EARの規制対象となるか否かを判断する制度です。一般的には以下のように整理されます。

- ▶通常の国向け:米国原産コンテンツが25%未満  
→ EAR不適用<sup>注4</sup>
- ▶制裁対象国向け:同10%未満  
→ EAR不適用<sup>注5</sup>

もっとも、この数値基準はあくまで原則であり、特定の規制(例:ロシア関連規制等)では例外的にゼロ閾値となる場合もあります。また、計算対象となる「米国原産コンテンツ」の範囲や評価方法は複雑であり、実務上は誤認による違反が生じやすい領域となっております。

## 3 EARに係る実務対応

EARにおける実務対応の中心は、輸出(又は再輸出)に際して許可が必要か否かを判断する点にあります。その判断は、一般に以下のステップで行われます。

### (1) 品目規制リスト(CCL)への該当性判断及びECCN特定

まず、対象品目が「Commerce Control List(CCL)」<sup>注6</sup>に掲載されているかを確認し、該当する場合には輸出規制分類番号などと呼ばれている、ECCN(Export Control Classification Number)を特定する必要があります。CCLはBISにより公表されており、原子力、材料加工、エレクトロニクス、コンピュータなどの10のカテゴリごとに、ECCNの番号、規制理由、規制対象を定めております。規制理由は、アルファベット2文字で記載されており、主な規制理由は次頁のとおりです。

<sup>注3</sup> 15 C.F.R. §734.14(Reexportの定義)。

<sup>注4</sup> 15 C.F.R. § 734.4(d)。

<sup>注5</sup> 15 C.F.R. § 734.4(c)。

<sup>注6</sup> CCLについては、15 C.F.R. § 774 Supplement No.1 (Commerce Control List)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

アルファベット	具体的な理由 (括弧内は筆者訳)
CB	Chemical & Biological Weapons (生物化学兵器への転用防止)
NP	Nuclear Nonproliferation (核不拡散)
NS	National Security (国家安全保障)
MT	Missile Technology (ミサイル技術拡散防止)
RS	Regional Stability (地域の軍事バランス維持や紛争激化防止)
CC	Crime Control (犯罪の防止)
AT	Anti-Terrorism (テロ防止)

実際にCCLを見てみると、例えば、Category 3は「Electronics」であり、このうち、「3B001」は「Equipment for the manufacturing of semiconductor devices, materials, or related equipment, as follows (see List of Items Controlled) and “specially designed” “components” and “accessories” therefor.」です。規制理由は、NS、RS、ATとされています注7。

### 〈ECCN 3B001の内容及び規制理由〉

Select a category:

Category 3 - Electronics

3B001

×

🔍

Expand all ECCNs

**12 results** for 3B001 in Category 3

Additional results may be available in other categories. Select "All categories" to search all content within the Commerce Control List.

**3B001** Equipment for the manufacturing of semiconductor devices, materials, or related equipment, as follows (see List of Items Controlled) and "specially designed" "components" and "accessories" therefor. ^

**License Requirements**

*Reason for Control:* NS, RS, AT

Control(s)	Country Chart (see Supp. No. 1 to part 738)
NS applies to 3B001.c.1.a, 3B001.c.1.c, and 3B001.q	Worldwide control. See § 742.4(a)(5) and (b)(10) of the EAR.
RS applies to 3B001.c.1.a, 3B001.c.1.c, and 3B001.q	Worldwide control. See § 742.6(a)(10) and (b)(11) of the EAR.
NS applies to 3B001.a.1 to a.3, b, e, f.2 to f.4, g to j	NS Column 2.
NS applies to 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, f.6, k to n, p.2, p.4, r	To or within Macau or a destination specified in Country Group D:5 of supplement no. 1 to part 740 of the EAR. See § 742.4(a)(4) of the EAR.
RS applies to 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, f.6, k to n, p.2, p.4, r	To or within Macau or a destination specified in Country Group D:5 of supplement no. 1 to part 740 of the EAR. See § 742.6(a)(6) of the EAR.
AT applies to entire entry	AT Column 1.



注7 <https://www.bis.gov/regulations/ear/interactive-commerce-control-list>より。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

CCLでECCN番号が付されているものは、ECCN品目として、原則輸出許可が必要な品目となります。他方、CCLに掲載されていない品目は「EAR99」と分類されますが、EAR99に分類された場合も、後述の一般禁止事項に該当する場合には、輸出許可が必要となりますので注意が必要です。

## (2) 一般禁止事項への該当性判断

EARにおいては、以下の一般禁止事項が定められております<sup>注)8</sup>。ECCN品目及びEAR99に分類される品目のいずれも、一般禁止事項4～10のいずれかに該当する場合には、輸出許可が必要となります。

一般禁止事項 1	規制品目のリストされた国への輸出及び再輸出	EAR対象品目か否かや、許可要否を定める原則的なルール
一般禁止事項 2	規制される米国成分をデミニミス・ルールによる基準より多く組み込んだ外国製品目の国外からの再輸出及び輸出	
一般禁止事項 3	外国製の「直接製品」に関するルール	
一般禁止事項 4	輸出権限をなく奪われた個人及び企業リスト (Denied Persons List: DPL) 掲載者とのEAR対象品目の取引禁止	EAR対象品目にこれらの禁止事項が適用される場合には、リスト規制品目か否かを問わず、輸出許可が必要
一般禁止事項 5	禁止された最終用途若しくは最終需要者への輸出、再輸出、又は移転	
一般禁止事項 6	禁輸仕向地への輸出、再輸出、及び移転(禁輸。たとえば、ウクライナのクリミア半島地域及びウクライナの対象地域)	
一般禁止事項 7	拡散行為並びに特定の軍事諜報の最終用途及び最終需要者の支援禁止(米国企業・米国人の支援禁止が対象)	
一般禁止事項 8	特定懸念国を経由する輸出・再輸出規制	
一般禁止事項 9	命令、許可例外の条件等への違反禁止	
一般禁止事項 10	違反関与行為、共犯行為等の禁止	

これらの該当性判断においては、最終用途や需要者の調査が重要ですが、当該調査に役立つツールとして、米国商務省国際貿易局 (International Trade Administration) が、「統合スクリーニングリスト (Consolidated Screening List)」を公表しています<sup>注)9</sup>。このリストには、米国の国家安全保障上懸念があると判断された企業等が掲載されるリスト (Entity List)、輸出権限をなく奪われた個人及び企業リスト (DPL)、米国製品を軍事転用する恐れがある外国事業体を特定したリスト (Military End User (MEU) List) など含まれておりますので、具体的な仕向先・最終需要者 (企業や個人) に懸念がないかについては、このようなツールを活用することも有効です。

## (3) カントリーチャート及び許可例外の適用可否の確認

特定の仕向先・最終需要者について、上記統合スクリーニングリストで特定のリスト掲載者にするなど、一般禁止事項のいずれかに該当すれば輸出許可が必要ということになります。

加えて、仮に該当しない場合も、CCLに該当するECCN品目については、仕向地 (国) によっては輸出許可が必要な場合があります。この点について、BISは、規制品目と最終仕向地の組合せによって許可の要否を記載した、Country Chartを作成しています<sup>注)10</sup>。この表は、各国を縦軸に、ECCNの規制理由を横軸に並べた表となっており、縦軸と横軸が交差する枠に「×」マークがついている場合には、輸出許可が必要となっております。例えば、中国の項目を見ると、チャートに掲載されたほぼすべての品目について、「×」マークがついております。これに対し、日本は、許可が必要な品目は限定的となっております。

<sup>注)8</sup> 15 C.F.R. § 736。

<sup>注)9</sup> <https://www.trade.gov/data-visualization/csl-search>

<sup>注)10</sup> 15 C.F.R. Supplement No. 1 to § 738。

<https://www.bis.gov/regulations/ear/interactive-commerce-country-chart>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

〈中国の場合〉

Countries	Chemical and biological weapons			Nuclear nonproliferation		National security		Missile tech	Regional stability		Firearms convention	Crime control			Anti-terrorism	
	CB 1	CB 2	CB 3	NP 1	NP 2	NS 1	NS 2	MT1	RS 1	RS 2	FC1	CC 1	CC 2	CC 3	AT 1	AT 2
China	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×		×		

〈日本の場合〉

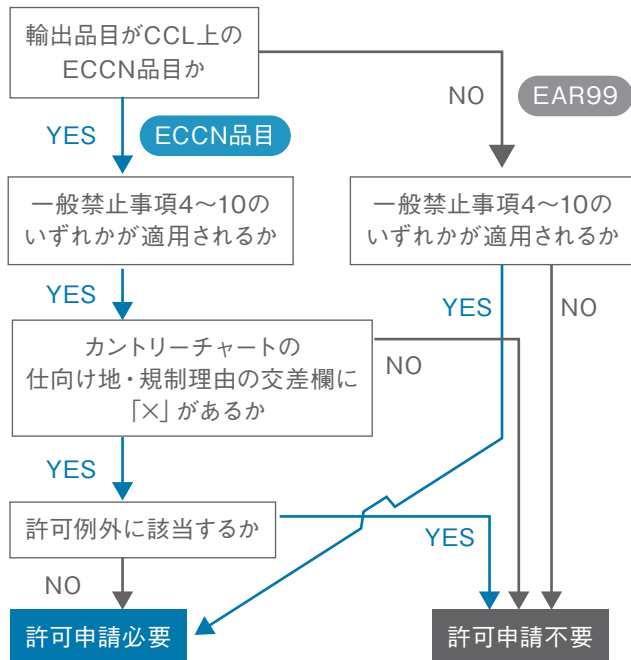
Countries	Chemical and biological weapons			Nuclear nonproliferation		National security		Missile tech	Regional stability		Firearms convention	Crime control			Anti-terrorism	
	CB 1	CB 2	CB 3	NP 1	NP 2	NS 1	NS 2	MT1	RS 1	RS 2	FC1	CC 1	CC 2	CC 3	AT 1	AT 2
Japan	×					×		×	×							

「カントリーチャート」で許可が必要であることが確認されれば、許可例外が適用されない限り注11、輸出許可が必要となります。

#### (4) 許可要否の判断フローチャート

これまでご紹介した判断のプロセスを簡潔にまとめると、以下のようなイメージになります。

##### 【輸出許可申請要否の判断フロー】



## 4 罰則

EARに違反した場合、行政罰及び民事制裁金等のリスクがあり、特に法人に対しては、最高30万米ドル又は輸出品価額の2倍以内の行政罰金や、Denied Persons List (DPL) 掲載処分、輸出入禁止処分に加え、最高100万米ドルの刑事罰金が課せられるリスクがあります注12。

最近のEAR違反として、米国の半導体製造装置(SME)メーカーであるApplied Materials Inc.(AMAT)が、SMEのイオン注入装置を韓国のApplied Materials Korea (AMK)へ組み立てのために輸出し、その後、中国の半導体最大手である中芯国際集成电路製造(SMIC)へ再輸出した件があります。この件について、AMATは、BISが科す民事制裁金としては史上2番目に高い、約2億5,200万米ドルの民事制裁金を支払っております注13。

注11 15 C.F.R. §744.

注12 民事制裁金や罰金等の定めについては、15 C.F.R. §764.3。また、直近の違反事例はBISのウェブサイトからも閲覧可能です。

<https://www.bis.gov/enforcement/export-violations>

注13 当該違反事例については、JETROの海外ニュースが分かりやすいと思われます。<https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/02/2aebe1b646e62fd8.html>

また、原文はこちら。

<https://www.bis.gov/media/documents/2026.02.11-amat-settlement-documents-combined.pdf>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 第4 OFAC規制(経済制裁)の概要

### 1 規制の全体像

次にOFAC規制をご紹介します。OFAC規制とは、OFACが執行する経済制裁制度の総称であり、特定の国、企業、個人等との取引を制限又は禁止することにより、米国の外交政策及び国家安全保障目的を実現するための枠組みです。

OFAC規制は、貨物・技術の移転を中心とするEARとは異なり、「誰と取引をしてよいか」という取引主体に着目した規制である点に特徴があります。すなわち、制裁対象国や、制裁対象者との間では、原則として広範囲の商取引・金融取引が禁止され得る点に留意が必要です。

また、OFAC規制は、テロ資金供与及び国際テロリズム対策、人権侵害や腐敗行為への対応、核兵器等の大量破壊兵器の拡散防止、国際的な犯罪行為(麻薬取引、サイバー攻撃等)への対抗といった、多様な政策目的に基づき運用されています。このように、OFAC規制は単一の法目的に限定されるものではなく、複数の制裁制度が並存する点にも特徴があります。

OFAC規制の主要な法的根拠としては、国際緊急経済権限法(International Emergency Economic Power Act: IEEPA)や、対敵通商法(Trading with the Enemy Act: TWEA)などが挙げられます。

### 2 OFAC規制の概要

#### (1) OFAC規制の特徴

OFAC規制の重要な特徴として、以下の二点が挙げられます。

第一に、OFAC規制は、「米国人(US Person)」や、「米国との接点(US nexus)」がある取引に広く適用される点です。具体的には、以下のような場合が規制対象となり得ます。

▶米ドル建て決済(米国金融機関を経由)

▶米国子会社・支店の関与

▶米国籍従業員の関与

▶米国内での活動

そのため、例えば、日本の企業同士の取引であっても、決済通貨に米ドルを使用した場合、その送金は米国内の金融機関を経由するため「米国との接点」が生じ、OFAC規制の対象となります。

第二に、いわゆる二次制裁として非米国企業に影響が及び得る点です。二次制裁は、米国との直接的な接点がない外国企業であっても、以下のような取引を行った場合に適用される可能性があります。

◆制裁対象国の特定産業に対する重要な取引

◆SDNリスト(後述)掲載者との継続的又は大規模な取引

◆制裁回避行為への関与

#### (2) 主要な制裁プログラムと確認方法

##### ① 対象国又は地域全体に対する制裁

これは、対象となる国又は地域全体に対して、資産凍結、輸出入の禁止、当該国又は地域原産の商品又は役務の取引禁止、金融取引の禁止、米国原産品の輸出の禁止等を行う制裁です。現在は、イラン、北朝鮮、キューバ、ウクライナの特定地域(クリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称))などが包括的制裁対象国となっております。制裁対象国や各国への制裁プログラムについては、OFACのウェブサイトからも確認することが可能です<sup>注)14</sup>。



注)14 Sanctions Programs and Country Information | Office of Foreign Assets Control.

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## ②SDNリストに基づく個別の対象者(団体・個人)に対する制裁

加えて、国・地域全体ではなく、個人や団体を特定し、当該国や団体に対する制裁措置もあります。OFACはこのような制裁対象者を「制裁リスト」として公表しており、最も有名なのはSDNリスト(Specially Designated Nationals and Blocked Persons List)です<sup>注)15</sup>。SDNリストに掲載された個人・企業等との取引は、原則として禁止され、その資産は凍結の対象となります。また、SDNリストに直接記載されていない企業であっても、SDNリスト掲載者により50%以上の持分を保有される場合は、制裁の対象となります<sup>注)16</sup>。また、持分の「保有」とは、直接的に保有する場合に限らず、間接的に保有する場合も含まれ、また、複数のSDNリスト掲載者が存在する場合、それぞれの持分が合算されるため、注意が必要です<sup>注)17</sup>。

SDNリストも、EARにおいて紹介した「統合スクリーニングリスト(Consolidated Screening List)」に含まれておりますので、該当性の判断に有効と考えます。

## 3 OFAC規制に違反した場合の罰則や違反事例

### (1)OFAC規制に違反した場合の罰則

まず、一次制裁に違反した場合、民事制裁金、刑事罰、資産凍結、取引停止といったペナルティを受けるリスクがあります。また、二次制裁は形式的には米国法違反とは評価されない場合もありますが、SDNリストに記載される、米国金融システムへのアクセスが禁止される、といった措置が課される可能性があります。

### (2)最近の違反事例

近年、米国当局は非米国企業に対する制裁執行を強化しており、その代表例としてオーストラリアの貨物輸送物流企業である、Toll Holdings Limited(Toll社)の事例が挙げられます。Toll社は、米国の個人や法人等により所有される企業ではなく、また、米国やその領土に所在する企業でもありませんが、北朝鮮、イラン等の制裁対象国に関連する貨物取引を実施しており、当該取引において米ドル建て決済を利用し、その結果として米国金融機関が決済に関与していたため、OFACは同社による米国制裁規制違反を認定しました。結果として、Toll社は、約600万米ドル規模の制裁金を支払うこととなりました。

この件は、取引自体が非米国間で行われたものであっても、米ドル決済を利用したことにより結果的に米国金融機関が関与したことが、OFAC規制の適用根拠とされています。このような事例からも、決済通貨の選択自体が、OFAC規制の適用リスクを左右する要素となる点がうかがえます。

## 第5 終わりに

簡単に概要をお伝えしましたが、EARやOFAC規制を含む米国の対外規制は複雑であり、かつ、現在の国際情勢を踏まえて定期・不定期に改正されております。そのため、日本企業の皆様においても、概要を把握しておくとともに、最新情報についてもアップデートいただくことが重要と考えます。

以上

- <sup>注)15</sup> <https://sanctionslist.ofac.treas.gov/Home/SdnList>
- <sup>注)16</sup> OFACのFAQ398:<https://ofac.treasury.gov/faqs/topic/1521>
- <sup>注)17</sup> OFACのFAQ399:<https://ofac.treasury.gov/faqs/topic/1521>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

# 個人情報保護法の改正と 企業実務に与える影響(上)

### AI開発等の場面における本人同意要件の緩和、 子供の個人情報や顔特徴データ等の取扱い



大江橋法律事務所 弁護士 /  
ニューヨーク州弁護士 /  
情報処理安全確保支援士  
上原 拓也

▶ PROFILE

takuya.uehara@ohebash.com

## 第1 はじめに

2026年4月7日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第221回特別国会に提出されました。

この法律案は、個人情報の保護に関する法律(以下「個情法」といいます)のいわゆる「3年ごと見直し」<sup>注1</sup>に伴う措置として、個情法及び関係する法律に大幅な改正を加えるものです。主管官庁である個人情報保護委員会(以下「委員会」といいます)は、その提出理由について、「デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている一方で、個人情報の違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっていることを踏まえ、個人情報の有用性に配慮しつつ、その一層の保護を図るため、身体の一部の特徴に係る情報が含まれる個人情報等について違法な取扱い等がなくとも本人による利用停止等の請求を可能とするとともに、個人情報の違法な取扱い等によって財産上の利益を得た場合に個人情報保護委員会が課徴金納付を命ずる制度を設けるほか、統計等の作成を行う第三者に個人情報を提供する場合等について本人の同意を不要とする等の措置を講ずるもの」としています<sup>注2</sup>。

委員会によれば、上記法律案による個情法の改正内容は、閣議決定3か月前の2026年1月9日付けで公表された「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」で示された次の4つの柱から成っています。

- ①適正なデータ利活用の推進
- ②リスクに適切に対応した規律
- ③不適正利用等の防止
- ④規律遵守の実効性確保のための規律

上記法律案は本稿脱稿時点(2026年6月5日時点)で未成立ですが、原案どおり成立すれば日本におけるAIをはじめとするデジタル技術の発展やデータの利活用に大きな影響を与えることが確実な同法律案の内容と、それらを踏まえて企業に求められ得る今後の対応について、本ニュースレターでは、本号と次号の2回に分けて、上記4つの柱に沿って概説します。前編の本号では、①の「適正なデータ利活用の推進」と、②の「リスクに適切に対応した規律」のうち子供の個人情報及び顔特徴データ等の取扱いに関する規律を取り上げます。

なお、上記法律案が原案どおり成立したと仮定した場合における同法律案による改正後の個情法について、以下「改正法」といいます。

**注1** 従前の「3年ごと見直し」に関する議論状況は、大江橋ニュースレター2025年4月号「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しの現状—執行手続の変化やAI開発への影響など—」参照。

**注2** 委員会「『個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案』の閣議決定について」(2026年4月7日)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 第2 適正なデータ利活用の推進

### ■ AI開発その他の統計作成等に係る本人同意要件の緩和

現行の個人情報法は、事業者があらかじめ特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報<sup>注3</sup>を取り扱う場合や、要配慮個人情報<sup>注4</sup>を取得する場合、第三者に個人データ<sup>注5</sup>を提供する場合等に、原則として本人の同意を得ることを求めています(18条1項、20条2項、27条1項)。これらの規制については、特にAI開発事業者がAI開発のために個人情報を含む学習用データセットを用いるような場面で、どこまで厳格に適用されるのかに関し様々な議論があり、実務に混乱をもたらしているとの指摘があります。

委員会は、AIの学習済みモデルを構成する学習済みパラメータ(重み係数)について、たとえ個人情報(個人データ)を含む学習用データセットを用いて生成したものであっても、当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては個人情報に該当しないとの見解を明らかにしています<sup>注6</sup>。もっとも、だからといってAI開発事業者がユーザー企業等の第三者から個人データの提供を受けてAI開発に用いることが無制限に許されるとは解されておらず、あくまでも、当該第三者から委託された業務の範囲内でAI開発を行う場合のみ、本人の同意なく個人データの提供を受けることができる(個人情報法27条5項1号)という見解が有力です<sup>注7</sup>。

したがって、AI開発事業者や、AI開発事業者に個人データを提供するユーザー企業等(いわゆる開発委託を行う企業等に限らず、学習機能付きのAIツールを利用する企業等を含む)の立場では、想定されているAI開発がユーザー企業等から「委託された業務の範囲内」といえるか否かが重要ですが、その意味するところは必ずしも明らかではありません。例えば、個人データの提供元とは別のユーザー企業に利用させることをも企図したAI開発が、果たして提供元から「委託された業務の範囲内」で行うものといえるのかについては争いがあり、委員会も立場を明確にしていませんでした。

また、インターネット上の公開情報を収集して学習用データセットを作成する場合、収集対象に要配慮個人情報が不可避免的に含まれることがあり得ます。その場合でも、当該要配慮個人情報を本人や報道機関等が公開しているのであれば、現行法下でも収集に当たって本人の同意は不要ですが(個人情報法20条2項7号)、収集される全ての要配慮個人情報がこれらに該当する保証はなく、万が一これらに該当しない要配慮個人情報を本人の同意なく収集してしまった場合の違法リスクが指摘されていました。

こうした状況を前提として、改正法は、専ら「統計作成等」を行う目的で要配慮個人情報を取得する場合や、専ら「統計作成等」を行う目的で個人情報を取り扱おうとしている他の事業者に対して当該個人情報を提供する場合は、一定の事項を公表すること等を条件として、本人の同意を不要とする特例を用意しています(30条の2第1項・第5項)。

**注3** 生存する個人に関する情報であって、①当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)、又は②個人識別符号(後記第3の2参照)が含まれるもの(個人情報法2条1項)。

**注4** 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報(個人情報法2条3項)。

**注5** 個人情報データベース等(個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構

成したものの他の特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの。個人情報法16条1項)を構成する個人情報(同条3項)。

**注6** 委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」(2025年7月1日更新)1-8。

**注7** 学習済みパラメータと同じく、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいて個人情報に該当しないとされる統計情報(複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報)の作成に関し、委員会・前掲脚注6・7-38参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

「統計作成等」は、「統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報(個人に関する情報であるものを除く)を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」と定義されています(改正法2条13項)。この定義がAI開発を念頭に置いていることは、改正法の制定に向けた議論の経過に照らし明らかですが、他方で、全てのAI開発が「統計作成等」に該当するとはいい切れません。特に、成果物としての「大量の情報の傾向又は性質に係る情報」に「個人に関する情報」が含まれると評価されてしまうと、「統計作成等」には当たらないと解されることに留意が必要です。

また、特例適用の条件として公表すべき事項には、自社の氏名又は名称のほか、目的とする「統計作成等」の内容が含まれており、これがどこまでの事項の公表を求めるものなのか(例えば「AI開発」とだけ公表すれば足りるのか、それとも開発するAIの機能等の詳細もある程度公表する必要があるのか)に関し、今後の省令・ガイドライン等の制定に向けた議論を注視する必要があります。特例の適用対象となる個人情報(及びこれを複製・加工した結果として生じる個人に関する情報)について、公表した内容の「統計作成等」に必要な範囲を超えた取扱いが禁止されること(改正法30条の2第4項・第9項)に照らせば、この禁止に実効性を持たせる程度の具体的な内容の公表が要求される可能性は十分にあります。

さらに、専ら「統計作成等」を行う目的で個人情報を取り扱おうとしている他の事業者に対して当該個人情報を提供する場面においては、自社のみならず提供先の他の事業者においても一定事項を公表させる必要があります(改正法30条の2第5項1号)、かつ、当該他の事業者との間の書面(電磁的記録を含む)による合意の中で、当該提供が特例によるものである旨を明確に定めることが必要となります(同項2号)。した

がって、AI開発事業者に個人情報を提供するユーザー企業等の立場では、こうした条件が確実に充足されるよう、AI開発事業者との間の契約内容を見直す必要があるといえます。

なお、特例適用の対象となる個人情報は、個人データに当たらない場合でも(さらには、当該個人情報を複製・加工した結果として、個人情報にすら当たらない個人に関する情報となるに至った場合でも)、その漏えいの防止のために必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならないとされるため(改正法30条の2第14項)、特例を活用しようとする事業者においては、情報セキュリティ体制の見直しも必要になると考えられます。

## 2 その他の場面における本人同意要件の緩和

### (1) 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな個人情報の取扱い

前記1のとおり、現行の個情法は、事業者が第三者に個人データを提供する場合等について本人の同意の取得を求めています。契約の履行のために不可欠なものをはじめ、本人の意思に反しないことが明らかといえるような個人情報の取扱いであっても、一律に本人の同意を要求することの合理性については、従前疑問が呈されていました。

この点に関し、改正法は、「本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報(／要配慮個人情報／個人データ)の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」を、新たに本人同意要件の例外事由としています(18条3項7号、20条2項7号、27条1項8号)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

改正法の制定に向けた議論の中で委員会が公表した文書注)8の中では、この例外に該当するケースとして、「本人が、事業者Aの運営するホテル予約サイトで事業者Bの運営するホテルの宿泊予約を行ったため、事業者Aが事業者Bに当該本人の氏名等を提供する場合」や、「金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合」が例示されています。従来、こうした取扱いは、本人の黙示の同意があるという整理の下で実施されていたものも少なくないと思われるところ、他の同種のケースについて、どこまでが上記例外事由に該当するとされ、どこからが引き続き黙示の同意による整理すべきなのか(さらに、どこからは黙示の同意による整理することもできず、明示的な同意取得が要求されるのか)に関し、今後の省令・ガイドライン等の制定に向けた議論を注視する必要があります。例えば、近時、建設業者が自社従業員に関する個人データを労務安全サービスを通じて他の建設業者(元請業者)へ提供することについて、当該従業員による黙示的な同意の存在を推認し得ると判断した裁判例注)9が現れたところ、改正法の下でこうしたケースがどのように整理されるのかは、一般に「黙示の同意」が認められる範囲の広狭にも影響するものと考えられ、注目に値します。

## (2) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のための個人情報の取扱い

前記1で触れた本人同意要件に関し、現行の個人情報法は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」あるいは「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合」であって、「本人の同意を得ることが困難であるとき」を例外としています(18条3項2号・3号、20条2項2号・3号、27条1項2号・3号)。

例えば、製薬企業や医療機関等が、新薬の開発や新たな治療法の確立のために、過去に取得した個人情報を(当時特定していた利用目的の達成に必要な範囲を超えて)取り扱うこ

とは、「公衆衛生の向上…のために特に必要がある」とはいえ得るものの、これに加えて「本人の同意を得ることが困難」といえない限り、上記例外に当たらず本人の同意が必要になります注)10。この「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件について、委員会は、「本人の連絡先が不明等により、本人に同意を求めずとも本人の同意を得ることが物理的にできない場合」や、「本人の連絡先の特定のための費用が極めて膨大で時間的余裕がない等の場合」が該当するとしています注)11。しかし、必ずしも「本人の同意を得ることが困難」とはいえないが、本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等にまで、本人の同意がなければ上記のような取扱いを認めないことの合理性については、従前疑問が呈されていました。

この点に関し、改正法は、上記「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件を、「本人の同意を得ることが困難であるときその他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」に改めています。

いかなる場合が「本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」に含まれるのかについては、今後のガイドライン制定等を通じた議論の蓄積を待つ必要がありますが、委員会は、改正法の制定に向けた議論の中で、「氏名等の削除」や「提供先との守秘義務契約の締結」といった措置の実施をもって「相当の理由」に該当し得るかのよう示唆する文書注)12を公表しています。これを敷衍すると、製薬企業や医療機関といった「公衆衛生の向上」等に関係する事業を営む者は、上記のような措置を確実に実施できる体制を整えること

注)8 委員会「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」(2025年3月5日)2頁。

注)9 東京地決令和7年3月27日(令和6年(行ク)第5021号)及びその抗告審である東京高決令和7年10月17日(令和7年(行ス)第55号)。

注)10 委員会・前掲脚注6・2-14、2-15。

注)11 委員会・前掲脚注6・2-13。

注)12 委員会・前掲脚注8・3頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

によって、(後記(3)の例外に当たらない場合でも)ある程度広く個人情報を利活用する余地が生じ得るといえます。

### (3) 病院等における学術研究目的での個人情報の取扱い

現行の個人情報法の下における本人同意要件の例外事由には、「学術研究機関等」が学術研究目的(学術研究の用に供する目的)で個人情報(ないし要配慮個人情報・個人データ)を取り扱う場合も含まれます(18条3項5号・6号、20条2項5号・6号、27条1項6号・7号)。

現行の個人情報法は、「学術研究機関等」を「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」と定義しています(16条8項)。特に医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態がありますが、上記定義に照らすと、大学附属病院は「学術研究機関等」に該当し得る一方、市中の病院・診療所等は「学術研究機関等」に該当せず、原則どおり本人同意要件の充足を求められることになるため、不均衡であるとの指摘がありました。

こうした状況を前提として、改正法は、「学術研究機関等」の定義中「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」の直後に「(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院…その他の医療の提供を目的とする機関又は団体を含む。)」とのカッコ書を追加し(16条9項)、市中の病院・診療所等も「学術研究機関等」として本人同意要件の例外規定に依拠できるようにしています。

なお、改正法の下でも、民間の製薬企業による新薬開発を目的とした研究開発等は、「学術研究機関等」による学術研究目的の活動とは解されない可能性が高いため、別途前記(2)の例外規定等に依拠する必要があると考えられます。

## 第3 リスクに適切に対応した規律

### 1 子供の個人情報の取扱いに関する規律

現行の個人情報法は、事業者による子供の個人情報の取扱いについて、親権者等の法定代理人が開示等の請求等を行うことができるとしている(37条3項、個人情報の保護に関する法律施行令(以下「個人情報令」といいます)13条1号)ほかは、成人と異なる特別な規律を置いていません。一方、本人の同意が必要となる個人情報の取扱い(前記第2参照)については、おおむね12歳から15歳以下の子供が本人となる場合、法定代理人等から同意を得る必要があるとの見解が委員会から示されています<sup>注)13</sup>。

こうした状況を前提として、改正法は、成人であれば本人の同意が必要となる個人情報の取扱いや、本人への通知・明示等が必要となる個人情報の取扱い(個人情報法21条1項から3項まで、26条2項、27条2項・5項3号等)について、本人が16歳未満の場合は、本人ではなく法定代理人の同意や法定代理人への通知・明示等を要求するものとしています(改正法40条の2)。ただし例外もあり、例えば、本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合は、原則どおり本人の同意を取得し、又は本人へ通知・明示等を行うことで足りるとされています(同条1項1号、2項1号)。「知らないことについて正当な理由がある」という要件は、未成年者が法定代理人の同意なく意思表示を行った場合について取消しが制限される要件である「詐術」(民法21条)よりは広いと解されるところ、事業者においてどこまでの措置を講じれば「正当な理由がある」といえるのか(例えばオンライン

<sup>注)13</sup> 委員会・前掲脚注6・1-62。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

サービス提供事業者の場合、ウェブサイト上で「私は16歳以上です」と書かれたボタンをクリックさせれば足りるのか)に関し、今後のガイドライン等の制定に向けた議論を注視する必要があります。

また、改正法は、16歳未満の者に対し、自らを本人とする保有個人データ<sup>注)14</sup>について、原則として理由の如何を問わず(すなわち、適法な取扱いがされていたとしても)利用の停止、消去又は第三者提供の停止を事業者に請求する権利を認めています(35条9項・10項)。これにも例外があり、例えば、事業者があらかじめ当該本人の法定代理人の同意を得て当該保有個人データを取得した場合は、利用停止等の請求ができないものとされています(同条9項1号)。特に16歳未満の利用者が想定されるサービスの提供事業者は、事後的な利用停止等の請求に応じなければならない負担を避けたい場合、成人であれば本人の同意までは求められない個人情報<sup>注)15</sup>の取扱いのみを企図するときでも、16歳未満の利用者に対しては常に法定代理人の同意を要求するなどの対応が必要になる可能性があります。

## 2 顔特徴データ等の取扱いに関する規律

現行の個人情報法は、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもののうちの一部を「個人識別符号」と定義し(2条2項1号)、生存する個人に関する情報であって個人識別符号が含まれるものは無条件に「個人情報」に該当するとする一方(同条1項2号)、個人識別符号が含まれる個人情報とそれ以外の個人情報とで規律の内容を区別することはしていません。

他方で、個人識別符号の中でも、いわゆる顔特徴データ、すなわち「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる顔の容貌」を電子計

算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号(個人情報1条1号口)については、不変性と追跡性の高さ、自動的、無差別かつ大量の取得が可能であること等の特徴が存在するため、プライバシー保護等の観点から慎重な取扱いが求められるとの指摘があります。これを踏まえ、委員会<sup>注)15</sup>は、撮影した顔画像から顔特徴データを抽出して顔識別(当該顔特徴データとあらかじめ用意した照合用データベースに登録された顔特徴データとを照合してデータベースに登録されている特定の個人を見つけ出すこと)を行うカメラシステム(いわゆる顔識別機能付きカメラシステム)を設置・運用する事業者について、利用目的の特定(個人情報17条1項)に当たっては、当該システム自体の設置目的(例えば「犯罪防止目的」など)だけでなく、「顔識別機能を用いていること」も明らかにしなければならないとするほか、さらに追加的な措置として、当該システムの運用主体、当該システムで取り扱われる個人情報の利用目的、問い合わせ先、より詳細な情報を掲載したウェブサイトのURL又はQRコード等を、カメラを設置する施設の入口やカメラの設置場所等に掲示することが「望ましい」としています<sup>注)15</sup>。

こうした状況を前提として、改正法は、個人識別符号のうち「特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができる身体の一部の特徴に係る情報であって当該情報が取得されていることを本人が容易に認識することができないものとして政令で定めるものを変換したものを「特定生体個人識別符号」と定義し、これが含まれる個人情報を「特定生体個人情報」と定義した上で(16条5項)、特定生体個人情報を取り扱う事業者に対し、①当該事業者

<sup>注)14</sup> 事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ(個人情報16条4項)。

<sup>注)15</sup> 委員会「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」(2023年3月)、前掲脚注6・1-14。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の氏名又は名称及び住所並びに(法人にあっては)代表者の氏名、②特定生体個人情報を取り扱うこと、③特定生体個人情報の利用目的、④特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号に変換される身体の一部の特徴に係る情報の内容(例えば、顔の骨格、皮膚の色、目・鼻・口の位置・形状等)、⑤保有個人データの開示等の請求等に応じる手続等の事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことを要求しています(21条の2)。

特に①、③及び⑤は、現行の個人情報法の下でも保有個人データ一般について「本人の知り得る状態」に置くことが求められてきた事項ですが(同法32条1項1号から3号まで)、「本人の知り得る状態」には「本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む」ものとされており、必ずしもプライバシーポリシー等の文書の形で明記することが必須とはされていませんでした。改正法は、特定生体個人情報に係る上記事項につき、少なくとも「本人が容易に知り得る状態に置くこと」を求めているため、事業者は、例えばホームページへの掲載等の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態<sup>注)16</sup>に置く必要が生じると考えられます。

また、改正法は、前記1の16歳未満の子供に関する個人情報と同様、特定生体個人情報についても、これを含む保有個人データの利用停止等の請求があったときは、原則として理由の如何を問わず(すなわち、適法な取扱いがされていたとしても)事業者において応じなければならないとしています(35条7項・8項)。16歳未満の子供に関する個人情報と同様、あらかじめ本人の同意を得て特定生体個人情報を取得(・生成)した場合は、例外的に事業者において利用停止等の請求に応じる必要がないとされていますが(同条7項1号・2号)、不特定多数の被写体の撮影を前提としたカメラシステムの場合、被写体全員から同意を得ることは事実上不可能であるため、利用停止等の請求(一種のオプトアウト)

ト)に応じられるようなシステムを構築することが重要と考えられます。一方、特定の施設への入退場を管理する顔認証システムの設置・運用のために特定生体個人情報を取得するような場合は、少なくとも照合用データベースに登録する対象者からは同意を取得することが可能と考えられるため、上記①ないし⑤等の事項を本人に通知しつつ同意を取得することが標準的な運用になっていくものと予想されます。

以上

**注)16** 委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(2026年4月一部改正)3-6-2-1。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 【インドネシア法】

# インドネシアにおける PKPU (支払猶予手続) 及び破産制度



大江橋法律事務所 弁護士  
／ニューヨーク州弁護士  
逢見 昂平

### ▶ PROFILE

kohei.omi@ohebash.com



Maramis Purba  
Santi Singara法律事務所  
／パートナー弁護士  
Julius Singara



Maramis Purba  
Santi Singara法律事務所  
／アソシエイト弁護士  
Amanda Christie

## 第1 はじめに:

### なぜPKPU(支払猶予手続)と 破産制度が日本企業にとって 重要なのか

日本企業にとって、インドネシアにおける取引先の窮境が、当該日本企業の業務上の混乱をもたらす事態にまで波及することは珍しくありません。例えば、取引先が支払を遅延したり、出資する合弁企業が資金の温存を始めたり、プロジェクトオーナーが契約の再交渉を求めたり、あるいは取引先が突然、裁判所の監督下にある手続の対象となったりするケースです。そのようなケースにおいて、債権者としては、契約上正当な債権を有していることにとどまらず、当該債権を、インドネシア倒産法の迅速な手続の中で保全し、届出し、そして決議に参加できるかが重要となります。

インドネシアの主要な事業再生メカニズムは、債務の支払猶予であり、一般にPKPU (Penundaan Kewajiban Pembayaran Utang) と呼ばれています。実務上、PKPUは、債務者とその債権者が弁済計画案を交渉した上で、正式に承認するための一定期間の確保を目的とした、一時的な支払猶予措置として機能します。これに対応する法的手続は破産であり、こちらは債務者の財産の集団的管理及び換価を目的としています。これら2つの手続は法的には別個のものですが、実質的には相互に依存しています。すなわち、PKPUが失敗すれば、急速に破産へと移行する可能性があり、また、破産という現実的な脅威が、PKPUでの交渉における駆け引きに

影響を与えることとなります。

インドネシアの倒産法制度は、日本の商社、製造業者、金融機関、EPC請負業者、リース会社及び戦略的投資家等を含む多くの越境債権者が予想するよりも迅速な対応を求めています。具体的には、社内承認、必要書類の整備、翻訳、現地代理人選定及び回収戦略等を、迅速に手配し整える必要があります。仮にPKPU通知を単なる遠隔地における紛争と位置付けて取り扱う債権者は、手続上の不利益を被るリスクがあります。他方、検証済みの債権、議決権の行使方針及び商業的な代替案を備え、迅速かつ戦略的に関与する債権者は、自らの交渉力を守り、実質的に有利な結果をもたらすポジションを確保することができます。

## 第2 法的枠組み:

### インドネシアの倒産法制度

インドネシアの倒産法制度は、破産及び債務の支払猶予に関する2004年法律37号(以下「倒産法」といいます)に根拠を有しており、集団的清算を目的とする破産と、裁判所の監督下での弁済計画案の策定を通じて債務整理の可否を検証することを目的とするPKPUという、2つの正式な手続を定めています。いずれの手続も、商事裁判所 (Pengadilan Niaga) の専属管轄に属します。この点は、日本の債権者にとっても重要な意味を有します。すなわち、供給契約、貸付契約、保証契約、あるいはEPC契約に仲裁条項が含まれているという理由だけで、倒産手続の管轄権が仲裁に移行すること

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

はありません。また、この手続は通常の民事訴訟とは異なる独自のスケジュールと証拠規則を有している点にも注意が必要です。

倒産手続の開始要件は意図的に低く設定されています。債務者に少なくとも2人の債権者がおり、かつ弁済期が到来した1つ以上の債務の支払を怠った場合には、破産宣告がなされる可能性があります。また、債務者が弁済期が到来した債務について期限どおりに支払を継続できない、あるいは継続できないと見込まれる場合には、PKPUの申立てが可能で、加えて、裁判所は、簡易な証拠基準を適用します。すなわち、裁判所は基礎となる商事紛争の全容を審理することなく、関連する債権者及び弁済期にある債務の存在が明らかであるかを中心に審理を行います。このような審理における迅速性は、債務不履行が明白な場合には有用ですが、責任の有無、債務額、相殺、仕事の完成又は履行上の欠陥が争点となっている場合には、手続の進行を妨げる可能性があります。

加えて、債権者の地位も重要となります。インドネシアの倒産法実務では、物的担保を保有する別除権者、法定優先権を有する優先債権者、及び、担保や優先権を持たない一般債権者を区別するのが一般的です。この分類は、債権の確認、決議への影響力、そして最終的な配当に影響を及ぼすため、PKPUに関与する日本企業は、自らの立場を早期に特定する必要があります。売掛債権、親会社保証債権、履行保証債務、株主貸付又は担保付融資は、それぞれ異なる手続上の結果をもたらす可能性があるからです。

PKPUは、債務者又は債権者の申立てによって開始される可能性があります。債務者が申し立てた場合、裁判所は申立受理の3日以内に暫定的支払猶予決定をしなければなりません。債権者が申し立てた場合、決定期間は申立受理から20日間以内となります。このような短い手続期間こそが、外国の債権者がインドネシアのPKPU通知を、単なる日常的な商取引の文書ではなく、緊急の手続上の事象として扱うべき理由

を説明しています。この段階では、形式的な期日を把握することが債権の実質そのものと同じくらい重要となります。

### 第3 実務におけるPKPU： 支払猶予、管理及び決議

PKPUは、裁判所の監督下における迅速な集団交渉のための機会として理解することができます。PKPUの申立てが認められると、裁判所は暫定的支払猶予決定を行うとともに、監督裁判官を任命し、1名以上の管財人(pengurus)を任命します。暫定的支払猶予決定から第1回の債権者集会までの期間は45日間です。債権者集会による承認により、正式な支払猶予へと移行する可能性がありますが、手続全体は暫定的支払猶予決定から270日間という期間の上限が設けられています。この法定の上限は単なる目安ではなく、当該期間内に、債権の検証、弁済計画案の交渉、決議及び裁判所の認可が行われなければならないという枠組みを設定しています。

上記の支払猶予により、債権者の状況は直ちに変容します。債権者は、基本的に支払猶予期間中、債務者に対して支払を求めたり、債務者の資産に対して強制執行を行ったりすることはできません。別除権者も、手続が継続している間は担保権を実行することができません。債務者は、破産の場合のようにその地位を失うわけではありませんが、その自由は実質的に制限されます。資産の管理や処分は、管財人と共同で行うか、あるいは管財人の承認を得て行う必要があります。その管理の範囲外で行われた取引は、債務者の財産又は債権者に不利益をもたらす場合、異議を申し立てられる可能性があります。

監督裁判官は、この手続の形式上の監督者です。しかし実際には、日々の手続上の権限の多くは管財人に委譲されています。管財人は、債権者集会の開催、債権の受付・審査、異議

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の記録、債権者名簿の作成を行い、債務者と債権者との間の主要な窓口となります。債権の主張のためには、締結済みの契約書、発注書、請求書、納品書、貸借対照表、担保書類、保証書、利息計算書及び手続に出席する者の権限証明等を提出する必要があります。日本法に基づく文書、又は、日本語若しくは英語で作成された文書は、インドネシア語に翻訳した上で提出する必要があります。法的根拠が確かな債権であっても、債権届出が遅れたり、届出内容に矛盾があったり、出席者の十分な権限が示されていない場合には、当該債権の実質的影響力が低下する可能性があります。

債権者集会における決議も支払猶予において極めて重要な手続です。倒産法281条1項に基づき、弁済計画案の承認には、以下の2つの要件がいずれも満たされる必要があります。

- 一般債権者：出席債権者の過半数の賛成があり、かつ、出席債権者の債権総額の3分の2以上を占める債権者の賛成があること
- 担保債権者：出席債権者の過半数の賛成があり、かつ、出席債権者の債権総額の3分の2以上を占める債権者の賛成があること

ここで、関連当事者の債権や争いのある債権の取扱いが重要になります。債権が安易に認められすぎると、議決権が希薄化するおそれがあります。また、正当な外国債権が争われたり遅延したりすると、当該債権者の実質的影響力が低下する可能性もあります。したがって、日本の債権者は、暫定的な債権者名簿を注視し、疑義がある債権に対しては速やかに異議を申し立て、同様の立場にある他の債権者と投票戦略を調整すべきといえます。PKPUにおいて自己に有利な結果をもたらすためには、法的権利を有しているのみならず、検証された証拠、手続への参加、そして投票における算術的支配等の戦略が必要になるといえます。

暫定支払猶予期間は、特に外資グループにとって極めてタイトなスケジュールでの対応を求めることとなり得ます。日本本社は、債権の減額を受け入れたり、将来の供給に合意したりする前に、例えば、取締役会による承認、財務部門や保険部門による確認、及び事業部門からの指示を必要とする場合があります。こうした社内手続は、インドネシアにおけるPKPUのスケジュールと整合するように調整する必要があります。債権者としては、可能な限り、誰が会議に出席するか、どの程度の範囲が応諾可能であるか、供給の継続が現金決済を条件とするか、そして(最大270日間を要する)正式な支払猶予への移行を支持するかどうかを、事前に決定しておくべきです。この内部指針の策定に遅れが生じると、債権者は、弁済計画案の承認においてイニシアティブを失うこととなりかねません。

## 第4 弁済計画案： 法的枠組内における交渉

弁済計画案は、PKPUにおける中心的な交渉事項となります。倒産法は手続の枠組みを規定していますが、特定の再生モデルの選択を義務付けるものではありません。弁済計画案には、返済期限の延長、債務の一部免除、分割払い、デット・エクイティ・スワップ、資産売却、新たな担保設定、契約条件の見直し、株主によるコミットメント、あるいはこれらを組み合わせた措置等が盛り込まれる可能性があります。実務上、弁済計画案は、債権者の承認と裁判所の認可を得るために提出され、交渉を経てその内容が確定されます。

日本の債権者は、弁済計画案を以下の3つの観点から精査すべきです。第一に、経済的な実態という観点です。予測キャッシュフロー、返済原資、及び資産処分益の前提となる事実は、実現可能性があり、かつ、検証済みでしょうか。将来

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の回収に関する曖昧な言及は、当事者に対して拘束力を有しないおそれがあります。第二に、開示の適切性です。弁済計画案は、別除権者及び優先債権者の請求、関連当事者取引、偶発債務、係争中の訴訟や仲裁を含め、債務者の債務全体を網羅していますか。重要な債権者グループを隠蔽した弁済計画案は、適正な評価を困難とし、承認を得るために作出されたものの可能性があります。第三に、継続的義務です。履行を継続しながら支払延期を受け入れるよう求められているサプライヤーや請負業者においては、計画において、信用条件、代金引換の仕組み、履行保証、親会社の保証、及び契約解除事由について明示的に言及しなければなりません。これらの重要事項は、黙示的解釈に委ねるべきではありません。

倒産法281条1項に基づき承認され、商事裁判所によって認可された弁済計画案は、その適用のある全ての債権者を拘束します。したがって、異議申立ては実質的かつ適時に行われる必要があります。すなわち、具体的な不備(不適切な認定、非現実的な前提、不十分な開示、不公平な取扱い等)については、債権者集会における決議後ではなく、決議前に指摘しなければなりません。インドネシアのPKPUにおいて、債権者が持つ交渉力は、通常、弁済計画案が確定する前に最も強く行使し得るといえます。

## 第5 破産： PKPUが奏功しなかった場合 の結果

PKPUにおいて弁済計画案が成立しなかった場合(債権者集会による否決、裁判所による不認可、又は270日間の期限の満了のいずれかによるかを問いません)、管財人は裁判所に通知しなければならず、裁判所は遅くとも翌日まで(倒産法230条1項)に破産宣告をしなければなりません。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

破産宣告がなされると、債務者の資産は破産財団を構成し、裁判所が選任した破産管財人(kurator)がこれを管理します。PKPUにおける管財人(pengurus)と破産管財人(kurator)には本質的な違いがあります。すなわち、PKPUにおける管財人は債務者と共同で資産の管理を行うのに対し、破産管財人は財団に対する単独の管理権限を有し、債務者の管理機能は失われます。その後、債権の回収は、債権の確認、資産の換価、及び法定の配当に依存することになります。

別除権者は、自動的に保護されるわけではないことに留意が必要です。倒産法59条1項に基づき、まだ担保権の実行を行っていない別除権者は、倒産法178条1項に基づく破産状態の開始から2ヶ月以内に実行しなければなりません。その期間を過ぎると、管財人は倒産法185条に基づき担保の引渡しを求め、売却を行うことができますが、その売却代金に対する別除権者の優先権は消滅しません。担保が特殊な設備、プロジェクト債権、又は土地に紐づく資産である場合、換価にかかる期間は、担保契約書に示されている期間を大幅に上回る可能性があります。一般債権者に関しては、配当の優先順位に従うことになります。すなわち、破産財団の費用、優先債権及び別除権が価値を吸収した後でなければ、一般債権者への配当は行われません。

破産は、信頼できる弁済計画が存在しない場合、債務者に対する弁済へのプレッシャーとして機能する可能性があります。しかし、破産は、契約解除権の行使を早め、クロスデフォルトを引き起こし、ライセンスを損なう等継続企業価値を毀損する可能性があります。破産手続を選択するかは、回収見込み、担保の有無、及び具体的な証拠に基づいて総合的に判断されるべきです。PKPUは、正式な破産宣告とそれに続く長期にわたる資産の現金化よりも、より良い経済的成果をもたらす可能性があります。

## 第6 日本企業のための実践的措置

インドネシアの倒産手続に効果的に関与するためには、以下の4つの点に留意することが重要です。

- 債権の整理: 倒産手続の申立てを行う前に、全ての請求書、契約書、担保書類、保証書、利息計算書及びその他文書をまとめてください。金額については事前に照合を行ってください。不一致があれば、債権の認証や議決権の行使資格に異議を申し立てられる原因となります。
- インドネシアにおける手続の整備: 手続開始前に、委任状、取締役会議事録、公証翻訳及びアポスティュー等を準備しておく必要があります。日本とインドネシアはともにハーグ条約の締約国ですので、アポスティューの取得による簡素な手続によって日本の公文書の利用が可能となりますが、正確なインドネシア語翻訳の作成等の現地で必要とされる手続は別途遵守する必要があります。
- ステークホルダー間の調整: 本社、子会社、保険会社、銀行及び取引先がそれぞれ同一の債務者に対して異なる債権を有する場合、内部対応が分断されると、議決権行使戦略が弱まり、実質的な影響力が希薄化します。債権、担保及び継続的な履行義務を網羅した統一的な立場の設定が不可欠です。
- 立場の明確化: 手続開始前に交渉上のポジションを明確化します。具体的には、どのような取扱いが応諾可能か、弁済計画案を評価するためにどのような情報が必要か、どのような履行条項が不可欠か、そしてどのような債務不履行事由が発生した場合に執行権が復活すべきか等といった点についてあらかじめ立場を決めておく必要が

あります。投票の算定や検証済みの証拠は、基礎となる契約の法的抽象的な強固さよりも、債権者の交渉上の優位性の向上に寄与するといえます。

## 第7 結論

日本企業にとって、インドネシアの倒産手続の最大の特徴は圧縮されたスケジュールです。PKPUは企業価値を維持するための貴重な機会となり得ますが、その運営は法定のスケジュールに基づいており、当該スケジュールに間に合うように社内での意思決定を行う必要があります。破産手続は債務者に弁済への圧力をかける手段となり得ますが、同時に、回収の対象となる資産を毀損する可能性もあります。インドネシアの倒産手続の枠組みは、日本の民事再生や会社更生等の手続ともまた異なった独自の手続であり、交渉、手続の遵守、そして債権者による投票の算定が実効的な手段となる点がポイントです。債権者は、倒産手続において実質的に有利な立場を確保するためには、債権の検証、権限の確立、そして目標の明確な設定といった準備を万全に整えて臨むことが必要です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 【特許法】

# 欧州統一特許裁判所 (UPC) 最新実務動向 アップデート



大江橋法律事務所 弁護士  
鷲見 健人

▶ PROFILE

kento.sumi@ohehashi.com

## 第1 はじめに

欧州統一特許裁判所 (Unified Patent Court) (以下「UPC」といいます) は、2023年6月に運用が開始されてから約3年が経過し、欧州における特許訴訟の中心的な役割を果たしてきました。特に2025年2月25日に、EUの最高裁判所である欧州連合司法裁判所 (CJEU) が下したBSH判決 (C-339/22, BSH Hausgeräte GmbH v. Electrolux AB)<sup>注1</sup>は、UPCの裁判管轄権を大幅に拡張し得るものとして、欧州でビジネスを展開する企業にとって重大な意味を持つこととなりました。

本稿では、UPCの概要を改めて簡単にご説明した上で、統計情報を基に、UPCの最新動向をご紹介します。その上で、BSH判決の内容とその意義、BSH判決以後のUPC判決の概況について解説いたします。

## 第2 UPCの概要

欧州特許 (European Patent) (以下「EP」といいます) は、欧州特許庁 (以下「EPO」といいます) による一括審査を経て特許査定を受け、各国に有効化 (Validation) されることにより権利化されます。もともと、これまでEPの権利行使は、各国の国内裁判所で個別に行う必要があると理解され、かつ、そのような実務が定着していました。また、EPOで特許査定が出された後には、第三者がEPOに異議申立て (Opposition) を

行う期間が設けられていますが、その期間経過後に特許を無効化するには、各国の国内裁判所で特許無効訴訟を個別に行う必要がありました。そのため、国ごとの権利行使や特許無効訴訟に伴い生じる多大なコストや、各国裁判所の判断の一貫性の欠如が長年大きな問題として指摘されていました。

これらの課題を解決するために設立されたのが欧州統一特許裁判所、すなわちUPCです。UPCは、UPC加盟国で単一の効力を有する単一効特許 (Unitary Patent) (以下「UP」といいます) 及び従来の欧州特許 (EP) に関する訴訟を一元的に取り扱う国際裁判所です。UPCが設立されたことにより、特許権者は1回の特許侵害訴訟で、UPC加盟国 (現在18か国) 全体で執行可能な差止命令、損害賠償命令等を得ることが可能となりました。他方で、特許権者は、1回の特許無効訴訟で、UPC加盟国全体をカバーする特許が無効とされるセントラルアタックのリスクを負うことにもなりました。

なお、UPC加盟国の主要国としては、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー等が挙げられます。これに対し、EU加盟国ではあるものの、スペインやポーランド等はUPCには加盟していません。EU加盟国ではないイギリスやトルコ等は、そもそもUPCに加盟することはできません。

<sup>注1</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62022CJ0339>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 第3 UPCの最新動向

### 1 訴訟件数の増加

2023年6月の運用開始以来、UPCは欧州の特許訴訟の裁判地として積極的に活用されてきましたが、特に2025年以降、特許侵害訴訟の件数は顕著に増加しています。UPCが2026年4月30日に発表した2025年年次報告書<sup>注)2</sup>によると、2024年の特許侵害訴訟の提訴件数は164件であったのに対し、2025年は266件と60%以上も増加しています。

この増加傾向には様々な要因があり得ますが、最も大きな要因は、運用開始後、裁判例が蓄積し、実務が確立されてきたことで、特許権者が提訴後の見通しを持ちやすくなった点にあると考えられます。運用開始当初は、新たな組織の下で、かつ、新たな実体法・手続法の下での特許訴訟となるため、どのような手続で進められ、どのような判断が下されるのか等、必ずしも見通しが立たない中で、皆が手探りで戦わざるを得ない実務環境にありました。しかし、実務が安定し、手続の不明瞭さが拭い去られた上で、後述の極めて迅速な訴訟手続や、プロパテナ傾向等のメリットが目立つようになったことから、特許侵害訴訟の増加に至っているものと思われます。

事件数の増加に伴い、UPCも裁判官の拡充、合議体の増設等に積極的に取り組んでおり、今後も引き続き影響力を拡大させる意欲を見せています。

### 2 迅速な訴訟手続

UPCで最も注目を集める特徴の一つが、その迅速な訴訟手続です。UPCにおける手続準則を定めたRules of Procedure (RoP)には、各当事者が提出すべき書面と書面提出期限が詳細に規定されており、この提出期限を徒過することは原則として許されません。

例えば、侵害訴訟の被告は、訴状を受領してから3か月以内に答弁書を提出する必要がありますが、特許無効を主張する場合は、答弁書と同時に無効の反訴 (Counterclaim for revocation) を提出する必要があります (RoP 23, 25)。このタイミングで無効の反訴が提出されなければ、その後の特許の無効理由を主張したとしても考慮されません (Swarco v. Strabag (ウィーン地方部・2025年1月16日)等)。したがって、被告としては、訴状受領後、速やかに先行文献調査等を行い無効理由を構築する必要があります。

UPCは、このような厳格かつ迅速な訴訟進行によって、提訴から1年以内に、充足論と無効論に関する最終口頭審理を行うことを目標に掲げています (RoP Preamble 7)。UPCでは、口頭審理から6週間以内に判決が下されることになっています (RoP 118)、この目標が達成される場合には、提訴から1年2か月以内には第一審の判決に至るスケジュールとなります。

暫定的手続の申立て (Applications for provisional measures。通常、暫定的差止命令 (Preliminary Injunction) が求められます) について、手続準則では具体的な書面提出期限は設定されていませんが、実務上は、被申立人に対して更に迅速な対応を要求します。暫定的手続の申立ては、一定の要件を充たす場合には被申立人の意見を聞かない *ex parte* の手続で行うことも可能ではあるものの (RoP 212)、一般的には、被申立人の意見を聞く *inter partes* の手続で行われるケースの方が多いものと思われます。もっとも、被申立人に反論書面提出の機会が与えられるとしても、その書面提出期限は1か月以内に設定されるケースが多いようです。現に、2025年年次報告書を見ると、2025年に申し立てられた暫定的手続の事件終了までの平均日数は97日間であったことが報告され

注)2 [https://www.unifiedpatentcourt.org/sites/default/files/upc\\_documents/UPC\\_AR\\_2025\\_HD.pdf](https://www.unifiedpatentcourt.org/sites/default/files/upc_documents/UPC_AR_2025_HD.pdf)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ています。申立てから約3か月で裁判所の命令が下されることを踏まえると、被申立人に与えられる反論準備の期間がいか

に短いかが窺えます。  
このような迅速な訴訟手続は、特許権者がUPCを使用して侵害行為の差止めを求める強いインセンティブとなっており、かつ、その対応コストの重さから実施者が早期に和解するインセンティブとなっています。

### 3 裁判地の集中

統一特許裁判所条約(以下「UPCA」といいます)における規定上、侵害訴訟の提起又は暫定的手続の申立てを行う原告は、原則として、右のいずれかの地方部又は地域部を選択して提訴することができます(UPCA Art. 33(1))。

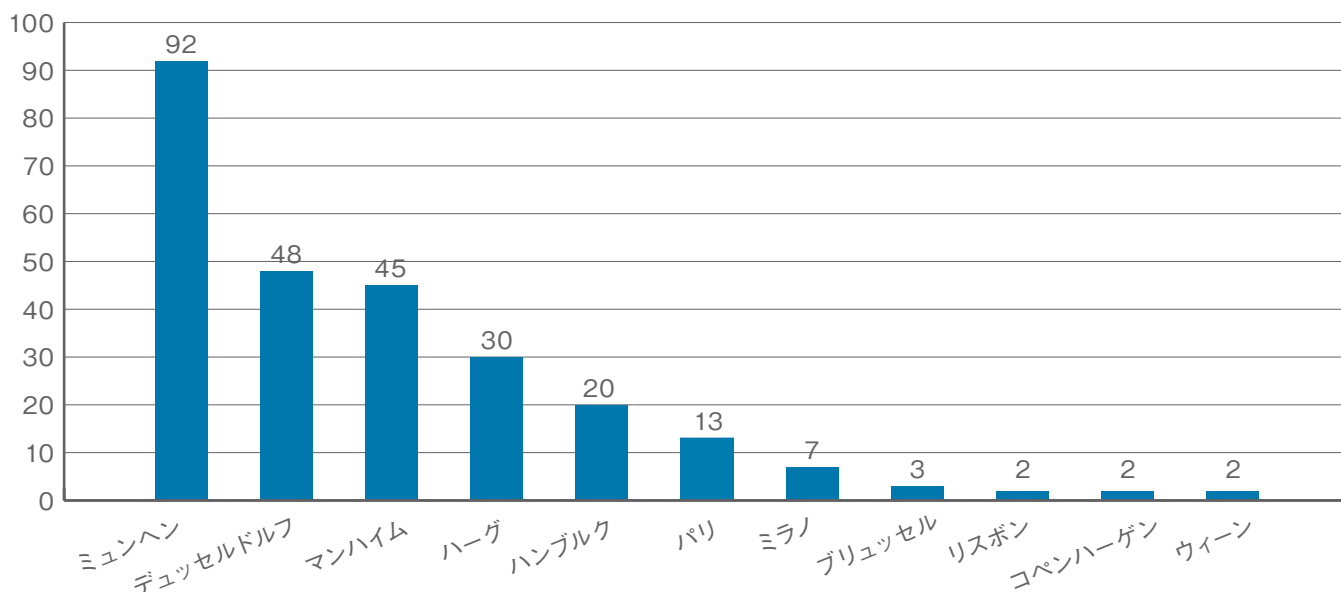
(a)実際の侵害が生じた又は生じ得る加盟国に設置された地方部又は地域部

(b)被告(複数いる場合はそのうちの1名)が所在する加盟国に設置された地方部又は地域部

そのため、侵害品がUPC加盟国で広く流通している場合は、上記(a)に基づき、原告は任意に裁判地を選択することが可能となります。

実際の統計を見ると、侵害訴訟の提訴地としてはドイツの地方部が圧倒的な人気を誇っています。以下のグラフは、2025年における侵害訴訟の提訴地別の件数を示したものです。

侵害訴訟件数／提訴地別(2025年)



特許権者に最も人気の提訴地はミュンヘン地方部となっており、また、全体の約77.6%がドイツ国内の地方部となっています。ドイツがこれほど選ばれる理由は、ドイツ国内における特許訴訟件数がもともと年間600件～800件以上と、欧州の中でも群を抜いて多く、そのためドイツの裁判官は特許に関する経験が非常に

豊富であり、判決の予測可能性が高いと考えられているためです。なお、近年はオランダのハーグ地方部の人気も高まっています。2024年末までにハーグ地方部に提訴された侵害訴訟の件数は僅かに12件でしたが、2025年年次報告書によると、2025年だけで30件(全体の11%)が提訴されました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 4 手続言語の変化

UPCにおいて侵害訴訟を提起する場合、手続言語はその裁判所が所在する加盟国の公用語、又はその加盟国が別途指定した言語のいずれかを、原告が選択することとなっています(UPCA Art. 49)。現在、英語が公用語ではない国であっても、全ての地方部で「英語」が指定言語とされているため、原告はUPC加盟国のどの地方部に提訴する場合でも、最初から英語を手続言語として選択することが可能な状況にあります(Language of Proceedings | Unified Patent Court)注3。

この3年間で、訴訟手続に使用される言語は大きく変化してきました。2023年6月の運用開始後、最初の半年間で提訴された訴訟における手続言語は、ドイツ語が約49%、英語が約40%でした。もっとも、その後は英語の割合が増加し、2025年に提訴された侵害訴訟のうち、約67%が英語、約30%がドイツ語と逆転しました。これは、ドイツ人裁判官は英語が堪能であり、運用開始後、問題なく英語での実務が可能であることが周知となったことや、制度上、合議体には必ず外国人裁判官が含まれるため、いずれにせよ合議体における協議は英語で行われる傾向にあること等も要因の一つのようです。

## 第4 UPCの国際裁判管轄権

### 1 BSH判決の概要

従来、被告居住国であるEU加盟国の裁判所に提起された特許侵害訴訟において、①特許権者が同国特許に加えて外国特許の侵害を主張し、②これに対して被告が当該外国特許の無効の抗弁を主張した場合、ブリュッセルI bis 規則24条4項(特許等の権利の登録又は有効性に関する訴訟については、その論点が訴訟の形で提起された場合であれ、抗弁として

主張された場合であれ、登録国の裁判所が専属管轄権を有することを定めた条項)の適用により、裁判所は、無効の抗弁について管轄権を有さないだけでなく、当該外国特許の侵害訴訟に関する管轄権をも失う、とする見解が支配的でした。特許無効の抗弁は多くの特許侵害訴訟で主張されるため、本解釈によれば、事実上、特許権者がEU加盟国の裁判所において外国特許の侵害に対する救済を求めることは困難である(すなわち、同一被告が複数国にわたり特許侵害をしている場合であっても、特許登録国の裁判所ごとに権利行使せざるを得ない)と考えられてきました。

しかし、BSH判決において、CJEUは、上記の支配的見解を覆す判断を下しました。BSH判決によれば、①EU加盟国の被告居住地の裁判所が外国特許の侵害訴訟について管轄権を有する場合であって、②被告が外国特許の無効の抗弁を主張した場合、当該裁判所の管轄権は、大要、以下のとおり整理されることになります。

#### (A)外国特許がEU加盟国の特許の場合

▶裁判所は、特許無効の抗弁について管轄権を有しませんが、侵害訴訟の管轄権は失いません。ただし、被告が特許登録国で特許無効訴訟を提起し、かつ、侵害訴訟の裁判所が、登録国の裁判所で特許が無効と判断される合理的で無視できない可能性がある("a reasonable, non-negligible possibility")と判断した場合には、訴訟手続を停止できます。

#### (B)外国特許がEU非加盟国の特許の場合

▶裁判所は、特許無効の抗弁について管轄権を有し、侵害訴訟の管轄権も失いません。ただし、特許の有効性に関する管轄権は、その判断が特許登録国における特許の存在・内容に影響しない限度で(inter partesの限り)、認められます。

注3 <https://www.unifiedpatentcourt.org/en/court/language-proceedings>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 2 UPCに対する影響

ブリュッセルI bis 規則において、UPCもEU加盟国の裁判所とみなされるため(規則71a)、BSH判決が示した国際裁判管轄権のルールはUPCにも直接適用されます。そのため、BSH判決に従えば、UPCは、UPC加盟国のEPのみならず、UPC非加盟のEU加盟国(上記(A))やEU非加盟国(上記(B))のEPに基づく特許侵害訴訟も審理可能ということになります。

その後、UPCにおいて、BSH判決に追従する複数の第一審判決が下されています。以下、概要を簡潔にご紹介いたします。

### (1) Fujifilm v. Kodak (マンハイム地方部・2025年7月18日)

本件では、EU非加盟国であるイギリス特許(EP)に基づく侵害訴訟及びイギリス特許(EP)の有効性に関するUPCの国際裁判管轄権が争点の一つとなりました。マンハイム地方部は、UPCはドイツ法人であるKodakら被告所在地の裁判所であるところ、BSH判決の上記(B)に従い、UPCはイギリス特許(EP)の侵害訴訟に関する裁判管轄権を失わない上、イギリス特許(EP)の有効性に関しても、inter partesの限度では裁判管轄権を有すると判断しました。

その上で、マンハイム地方部は、イギリス特許(EP)が有効であり、被告製品はイギリス特許(EP)を侵害すると認定し、UPCとして初めて、イギリスにおける特許侵害の差止め、及びイギリスにおける過去の特許侵害に対する損害賠償等の支払いを命じる判決を下しました。

なお、マンハイム地方部は、イギリス特許(EP)の侵害・非侵害の判断を行うに当たり、(UPCの実体法であるUPCAではなく)イギリス特許法を適用して判断しています。このように、UPC加盟国外における特許侵害は、特許登録国の法律を準拠法として判断されることには留意する必要があります。

本稿の脱稿後、2026年6月2日に控訴審判決が下されました。控訴裁判所は、国際裁判管轄権に関するマンハイム地方

部の判断は支持しましたが、被告らによるイギリス特許(EP)の侵害が立証されていない等として、第一審判決を取り消し、原告の請求を棄却しました。控訴裁判所は、UPCの国際裁判管轄権に関して、BSH判決を更に具体化したルールを述べています。重要な判決であり、別稿で紹介したいと考えていますので、ご興味がある方は弊所の知的財産Newsletterをご覧ください。

### (2) Dyson v. Dreame (ハンブルク地方部・2025年8月14日)

UPCの国際裁判管轄権を更に広げ得るケースが、こちらのDyson v. Dreameです。本件では、原告Dysonが被告Dreame及びEurepを含む4社に対して、UP及びスペイン特許(EP)に基づき、UPC加盟国及びスペインにおける暫定的差止めの申立て等を行いました。

本件で注目されている論点は、香港法人であるDreameによるスペイン特許(EP)の侵害(UPC非加盟国の特許侵害)について、UPCが裁判管轄権を有するか否かという点です。

原告は、ドイツ法人である共同被告Eurepが、Dreameが製造販売する侵害品を欧州で販売する上でのEAR(European Authorized Representative)であり、Eurepは仲介者(Intermediary)としてスペイン特許(EP)を侵害しているところ、①UPCはドイツ法人Eurepの所在地の裁判所であるためEurepによるスペイン特許(EP)の侵害について裁判管轄権を有すること(BSH判決の上記(A))、②Eurepに対する請求とDreameに対する請求は密接に関連し、ブリュッセルI bis 規則8条1項(共同被告の特例)の要件を満たすことから、Dreameに対する請求もUPCが裁判管轄権を有すると主張しました。すなわち、EurepをAnchor Defendantとして、UPCのDreameに対する裁判管轄権を及ぼそうと試みました。

ハンブルク地方部は、原告の請求を認め、Dreame及びEurepに対してスペインにおける暫定的差止めを命じました。これに対し、控訴裁判所は、2026年3月6日、上記の論点について、UPC

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

として初めてCJEUに対する先決裁定の付託を行いました。本論点は、欧州でEARを用いて製品を販売する日本企業にも直接的に関わる重要な論点であり、CJEUによる判断が待たれます。

## 第5 最後に

現在、UPCは、欧州における特許訴訟の中心的な役割を果たしており、その影響力は益々増大していくことが予想されます。とりわけ、提訴前に十全な準備を行うことのできる特許権者と、極めて迅速な初期対応が求められる実施者との非対称性や、プロパテントな傾向、国際裁判管轄権の拡大等もあいまって、今後も特許権者が積極的にUPCを活用していくことは必至といえます。

欧州に進出している日本企業の実務担当者としては、UPCの動向を注視し、自社が有する特許権の活用戦略を検討しつつ、他社からUPCに提訴された場合のアクションプランをあらかじめ検討しておくことが肝要であろうと思われます。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## [AI事業者ガイドライン]

# AI事業者ガイドライン (第1.2版)のポイント

～主要なアップデート及び企業実務での  
活用方法～



大江橋法律事務所 弁護士 /  
ニューヨーク州弁護士  
簗田 由香

▶ PROFILE

yuka.minoda@ohebashi.com

## 第1 はじめに

近時、生成AIをはじめとするAIの業務利用が急速に広がり、企業活動における活用の幅が広がる一方で、法務・コンプライアンス上のリスクへの対応も重要な課題となっています。こうした情勢の下、2024年4月、AIの安全性の確保と信頼性の向上を図りつつイノベーションを促進することを目的として、総務省・経産省により作成・公表されたのが、「AI事業者ガイドライン」です（なお、本稿では、簡便のため、AI事業者ガイドラインを「本ガイドライン」ということがあります）。本ガイドラインは、Living Documentとして位置付けられており、継続的にアップデートされています。

2026年3月31日に公表された最新バージョンであるAI事業者ガイドライン（第1.2版）では、近時の技術動向や実務の進展を踏まえた内容の拡充が図られると共に、「AI事業者ガイドライン活用の手引き（案）」やチャットボット等の支援ツールも検討されるなど、実務における利用可能性が一層高まっています。本稿では、本ガイドライン（第1.2版）について、従前版からの主なアップデート内容を整理した上で、企業実務における活用方法を提示します。

注1 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001064279.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001064279.pdf)

注2 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001064286.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001064286.pdf)

## 第2 AI事業者ガイドラインの 基本構造

まず、AI事業者ガイドライン（第1.2版）におけるアップデートを確認する前提として、同ガイドラインの基本構造を簡単に整理します。

### 1 ガイドラインの全体像

AI事業者ガイドラインは、本編<sup>注1</sup>とその付属資料である別添<sup>注2</sup>により構成されています。

本ガイドライン本編では、まず、必要な用語の定義と（第1部）、AIガバナンスに関して、ステークホルダーからの期待を鑑みつつどのような社会を目指すのかという基本理念（＝「why」）が説明されています（第2部）。その上で、当該基本理念を踏まえ、AIに関しどのような取組みを行うべきかという指針（＝「what」）が、後記<sup>2</sup>に記載するAI開発者、AI提供者及びAI利用者という主体ごとに整理されています（第3部～第5部）。

上記基本理念に基づいて指針を実現するに当たり、実務上の具体的対応例や参考情報等の実践（＝「how」）を示すのが、本ガイドライン別添です。本ガイドライン別添は1～9により構成され、AIシステム・サービスの例及び具体的な活用例、AIガバナンス構築事例、主体別の実践例、契約上の留意点、チェックリスト、海外ガイドラインとの比較等が整理されています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 2 主体区分の考え方

AI事業者ガイドラインの対象者は、AIのバリューチェーンを踏まえ、AIの事業活動を担う主体として、AI開発者、AI提供者及びAI利用者の3つに大別されます。前記1のとおり、AI事業者が行うべき取組みは主体ごとに整理されているため、企業は、自社がいずれの主体区分に該当するかを判断した上で、本ガイドラインの内容を確認する必要があります。また、AIの活用方法によっては同一のAI事業者が複数の主体を兼ねる場合もあるため、企業は、自社がどの主体区分に該当するかを固定的に捉えるのではなく、AI活用の実態に応じて多面的に整理する必要があります。

## 第3 AI事業者ガイドライン(第1.2版)における主要なアップデート及び企業実務での活用方法

### 1 AI技術の動向の反映(AIエージェント、フィジカルAIに関する事項の追記)

今回のアップデートにおける最も重要なポイントの一つが、AIエージェント及びフィジカルAIに関する事項の追記です。AIエージェント及びフィジカルAIの技術発展や社会浸透により、AIリスクの顕在化事例の増加や新たに考慮すべきリスクが現れたことから、用語の定義、関連する便益、リスク、留意事項及びAIシステム・サービスの例が追記されました。

AIエージェントは、「特定の目標を達成するために、環境を感知し、自律的に行動するAIシステム」と定義され(本ガイドラ

注1 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001064279.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001064279.pdf)

注2 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001064286.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001064286.pdf)

律的行動により、調整・分析・意思決定等の業務効率化を図ることのできる点が、AIエージェントの便益として挙げられます(本ガイドライン別添1)。

フィジカルAIは、「センサ等によるセンシングを通じて物理環境の情報を取り込み、AIモデルによる処理を経て、設定された目的を達成するための最適な方策を自律的に推論・判断し、アクチュエータ(駆動系)等を介して物理的な行動へとつなげるシステムであり、サイバー空間での処理に留まらず、現実世界に対して直接的な働きかけ(移動、操作、加工など)を行うことを特徴とするもの」を指します(本ガイドライン本編第1部)。フィジカルAIには、物理環境での自律的行動による、労働力不足の補完、安全性向上、介護・生活支援等の便益があり、例えば、自動運転システムや自律移動ロボットにおける活用が考えられます(本ガイドライン別添1)。

また、AIエージェント及びフィジカルAIについては、自律的行動による人間の意図しない動作、攻撃対象・攻撃手法の増加、複雑機構を持つことによる制御の困難化、悪意のあるコード生成等のリスクがある点も追記されています(本ガイドライン別添1)。このようなリスクを踏まえ、人間の判断を介在させる仕組みの構築や最小権限設定、ハードウェア残存データへの配慮等の点に留意することが必要です(本ガイドライン別添3)。

企業としては、本ガイドラインの示すAIエージェント及びフィジカルAIの便益やサービス例を参照し、新たな商品・サービスの開発、提供又は利用の検討に活かすことができると考えられます。一方で、AIエージェント及びフィジカルAIを開発、提供又は利用するに当たっては、ガイドラインの指摘するリスクに注意し、留意事項を考慮した対応をすることが求められます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 2 AIによるリスクの記載の見直し

今回のアップデートでは、AI事業者がAIによるリスクを把握し適切に対応できるよう、AIによるリスクの記載が整理・拡充されました。具体的には、①リスクベースアプローチに資する内容の追記、②リスクの更新及び③一部リスク(差別的出力)の分類見直しが行われています。

本ガイドラインでは、AIの利用目的・利害関係者、発生し得るリスクの影響の大きさ／発生可能性などを踏まえて対策の優先順位を決定する手法である「リスクベースアプローチ」という考え方が採用されており、AI事業者には、AIの利用類型ごとにリスク評価を実施し、リスクを高・中・低等に整理した上で、段階的な対応レベルを設計することが望まれます。アップデート後の本ガイドラインにおける、AIによるリスクの記載は、AI事業者がリスクベースアプローチを実務に落とし込み、適切な対応を設計するための指針として更に有用です。

### (1) ①リスクベースアプローチに資する内容の追記

本ガイドライン(第1.2版)では、AI事業者におけるリスクベースアプローチについての解像度が高まるよう、リスク評価やリスク分類の手法の参考として、一般社団法人AIガバナンス協会(AIGA)の「AI時代の経営意思決定とガバナンス～攻めのAIガバナンス実現のための戦略レポート～」<sup>注3</sup>及びEU AI Actの補助資料「Artificial Intelligence Act Annex III: High-Risk AI Systems Referred to in Article 6(2)」<sup>注4</sup>が追記されました(本ガイドライン別添2)。

**注3** [https://cdn.prod.website-files.com/66e98b87b115812d1af8fc1c/69285da091ec71dde1ae3c71\\_management-strategy-report-ver1.0.pdf](https://cdn.prod.website-files.com/66e98b87b115812d1af8fc1c/69285da091ec71dde1ae3c71_management-strategy-report-ver1.0.pdf)

**注4** <https://artificialintelligenceact.eu/annex/3/>

### (2) ②リスクの更新

AIによるリスクも、最近の動向を踏まえて更新されており、AIシステムへの攻撃例、マルチモーダルな生成AIやカメラ、音声認識活用時のプライバシー権の侵害リスク、ハルシネーションによりメリットも生じ得ること、教育分野のAI活用におけるリスク、金銭的損失の被害者となり得るリスク、資格等の侵害リスク等に関するアップデートが行われました(本ガイドライン別添1)。

### (3) ③一部リスク(差別的出力)の分類見直し

AIによるリスクの一類型である「差別的出力」は、技術的リスク(=主にAIシステム特有のリスク)のうち出力段階のリスクに分類されていましたが、リスクに該当するかどうか、技術的特性のみで決まるのではなく、法的・倫理的評価に基づいて決まるとの考えの下、社会的リスク(=既存のリスクがAIにおいても発生又はAIによって増幅するもの)の一種である倫理・法に関するリスクに再分類されました。上記の内容を含む、AIによるリスクの分類の詳細については、表1「AIによるリスク例の体系的な分類案」をご参照ください。

表1: AIによるリスク例の体系的な分類案

大分類	中分類	リスク例
技術的リスク (=主にAIシステム特有のもの)	学習及び入力段階のリスク	データ汚染攻撃等のAIシステムへの攻撃
	出力段階のリスク	バイアスのある出力、 差別的出力、 一貫性のない出力等 ハルシネーション等による誤った出力
	事後対応段階のリスク	ブラックボックス化、 判断に関する説明の不足
社会的リスク (=既存のリスクがAIにおいても発生又はAIによって増幅するもの)	倫理・法に関するリスク	個人情報の不適切な取扱い等
		生命等に関わる事故の発生 差別的出力トリアージにおける差別

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを提供したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

大分類	中分類	リスク例
社会的リスク (=既存のリスクがAIにおいても発生又はAIによって増幅するもの)	倫理・法に関するリスク	過度な依存
		悪用
	経済活動に関するリスク	知的財産権等の侵害
		金銭的損失
		機密情報の流出
		労働者の失業
		データや利益の集中
		資格等の侵害
	情報空間に関するリスク	偽・誤情報等の流通・拡散
		民主主義への悪影響
		フィルターバブル及びエコーチェンバー現象
		多様性・包摂性の喪失
		バイアス等の再生成
環境に関するリスク	エネルギー使用量及び環境の負荷	

(「AI事業者ガイドライン(第1.2版)別添※第1.1版からの見え消し版」26頁から抜粋)

### 3 主体区分の整理

AI事業者ガイドライン(第1.2版)では、各主体区分の役割に関し、①AI開発者の定義の補足、②「一般的なAI活用の流れにおける主体の対応」の見直し及び③主体ごとの役割の見直しも行われています。前記第2の2のとおり、企業は、本ガイドラインの活用にあたり、自社がいずれの主体区分に該当するかを判断する必要がありますが、上記アップデートは当該判断に資するものといえます。

#### (1) ①AI開発者の定義の補足

AI開発者については、AIシステムの構築の全てを担うわけではない旨と、ファインチューニング等、AIモデル開発後のモデル調整(事後学習)を役割として担う旨を補足する目的で、次の下線部のとおり定義が修正されました(本ガイドライン本編第1部)。

#### AI 開発者 (AI Developer)

AIシステムを開発する事業者(AIを研究開発する事業者を含む)。

AIモデル・アルゴリズムの開発、データ収集(購入を含む)、前処理、AIモデル学習及び検証を通してAIモデル、AIモデルのシステム基盤、入出力機能等を含むAIシステムを構築する役割を担う(※)。

また、AIモデル・システムの開発及び実運用後も、特定領域におけるドメイン知識の拡充や環境の変化への対応、さらに人間の意図や価値観に沿った行動を実現するための調整(アライメント)を目的とした事後学習(Post Training)を通じて、AIモデルの性能を維持・改善することも役割として担う。

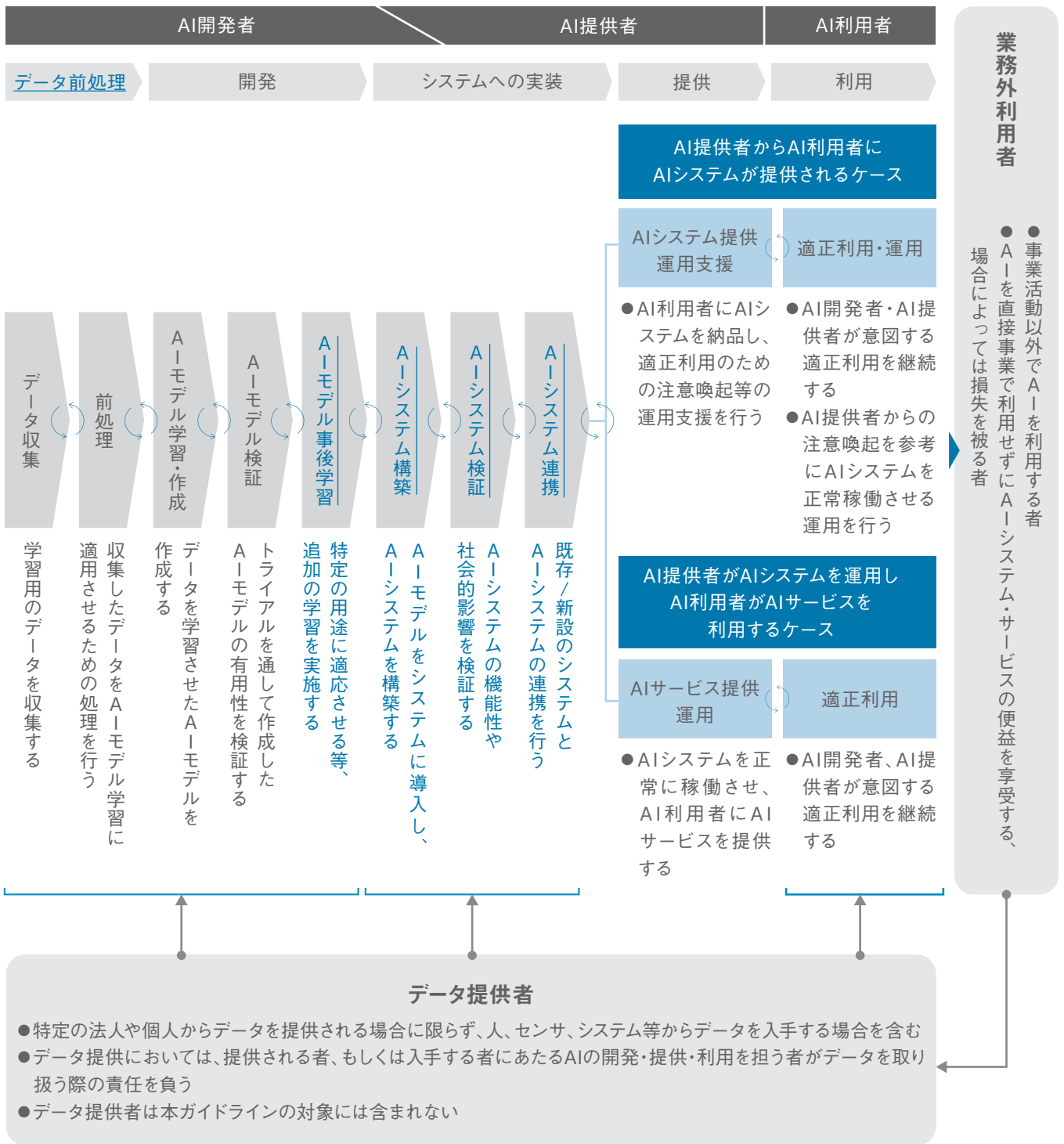
※一般的には、AI開発者はAPI仕様策定や入出力設計、AIモデルを動作させるためのインフラ整備を担い、AI提供者はUI/UX設計や既存業務システムとの統合等を担う。よって、AIシステムの構築の全てをAI開発者が担うと整理されているわけではない。また、実際には多様なケースが存在するため、これらに限定されるものではない。

#### (2) ②「一般的なAI活用の流れにおける主体の対応」の見直し

「一般的なAI活用の流れにおける主体の対応」(次頁図)について、「AIモデル事後学習」が明記され、また、「データ前処理」や「システムへの実装」の流れが整理されました(本ガイドライン別添1)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

図:一般的なAI活用の流れにおける主体の対応



(「AI事業者ガイドライン(第1.2版)別添※第1.1版からの見え消し版」9頁から抜粋)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

### (3) ③主体ごとの役割の見直し

主体ごとの役割は、以下のとおり見直しが行われています。

- 同一のAI事業者がファインチューニングを行い、AIシステムの提供を行う場合、AI開発者とAI提供者の区分を兼ねるものと整理(本ガイドライン別添1)
- コード生成AI等の支援を受けてAIシステムを提供した場合、AI利用者とAI提供者の区分を兼ねるものと整理(本ガイドライン別添1)
- APIの仕様定義等はAI開発者が担い、APIの実装処理はAI提供者が担うものと整理
- アライメント(人間の意図や価値観に沿った行動を実現するための調整)やRAG(Retrieval-Augmented Generation: 検索拡張生成)に関するAI開発者とAI提供者の役割の整理と、それに伴う各説明の調整(本ガイドライン本編第1部、別添3、別添4)

学習とは、データを用いてAIモデルのパラメータを決定または改善するプロセスである。場合によって、AIモデルの汎化性能を形成し、パラメータを最適化する事前学習と、必要に応じた継続的なパラメータ調整を行う事後学習(※)の二つのプロセスから構成される。学習には、教師あり学習、教師なし学習、強化学習などの手法が含まれる。学習で用いるデータは、AIモデルの構築・評価に利用する訓練データ、検証データ、テストデータに分けられる。

※事後学習(Post-training)とは、事前学習済みのAIモデルに対して、特定の用途に適応させるために行われる追加の学習プロセスを指す。特定の専門知識の補完や、人間の意図・価値観に沿った応答を制御するアライメントを含み、実務環境の変化やニーズに応じて継続的に実施される。主な手法として、ファインチューニングや、データの追加による再学習などがある。

## 4 特定単語の整理・見直し(「学習」「推論」及び「データ」の定義・表現の見直し)

AI事業者ガイドライン(第1.2版)においては、多義的に捉えられ得る、「学習」及び「推論」との用語並びに「データ」の種類についても、整理や見直しが行われ、より内容が分かりやすくなりました。

まず、「学習」という用語について、多義的に捉えられることから、次のとおり明確な定義が追加されました(本ガイドライン本編第1部)。特に、「AIモデルのパラメータを決定するプロセス」であることが明記されたことにより、パラメータの決定を行わない「In Context-Learning(文脈内学習)」は学習に含まれない、ということが明らかにされています。

また、「推論」という用語については、RAG等によりAI活用時に扱うデータが拡大している点を踏まえ、以下のとおり明確な定義が追加されました(本ガイドライン本編第1部)。

推論とは、学習済みモデルに未知のデータを与え、出力(予測・分類・生成など)を得るプロセスを指す。推論では、ユーザーが入力するプロンプトやセンサからの取得データに加え、RAG等を介して外部知識を補完した情報等が用いられる。これらを統合した推論用データをAIモデルが処理することで、状況や特定の用途に即した回答を導き出す。

さらに、本ガイドライン(第1.2版)では、「データ」について、表2「AIの学習及び利用におけるデータ」が追加され、定義が明らかにされると共に、本ガイドライン中でこれまでに使用されていたデータに関する表現について一般的に用いられるものに見直されました(評価用データ→テストデータ、妥当性

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

確認データ→検証データ、訓練用データ→訓練データ、推論  
or 予測用データ→推論用データ、に変更）(本ガイドライン別  
添1)。

表2:AIの学習及び利用におけるデータ

	プロセス	概要	データ種類	概要	具体例
AIの学習及び利用の流れ	学習 (機械学習)	データを用いて モデルのパラメータ を決定または 改善するプロセス	訓練データ (training data)	モデルのパラメータを最適化するために使用するデータである。学習アルゴリズムはこのデータに基づいて誤差を最小化し、入力と出力の関係を学習する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●内部データ</li> <li>●大規模オープンデータ (CIFAR-10, MNIST等)</li> <li>●利害関係者などのデータ</li> <li>●センサ、システムから収集されたデータ</li> </ul>
			検証データ (validation data)	モデルの学習過程において、訓練データとは別に使用されるデータである。モデルのパラメータの更新には使用されず、主にハイパーパラメータの調整や過学習の検出等、モデルの性能を中間的に評価するために用いられる。	
テストデータ (test data)			モデル学習が完了した後にモデルの最終的な性能を評価するためのデータである。訓練や検証に使われていないため、適切な汎化性能の指標の基となる。		
	推論	学習済みモデルに未知のデータを与え、出力(予測・分類・生成など)を得るプロセス	推論用データ (data for inference)	推論用データとは、学習済みモデルが新しい入力に対して出力を生成する際に利用するデータである。これには、AIモデルが直接処理するユーザーからの指示や運用環境で取得されるデータに加え、文脈付与や精度向上のためにRAG等を通じて参照される内部データベースや外部知識などの追加情報が含まれる。これらを組み合わせることで、AIモデルの応答の正確性と一貫性を高められることが期待される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ユーザーからの入力 (プロンプト、画像、音声)</li> <li>●運用環境で取得されるデータ (センサ取得データ等)</li> <li>●内部情報 (FAQ、ナレッジベース)</li> <li>●外部情報 (Web検索結果、外部API)</li> <li>●コンテキスト情報 (過去の会話履歴、セッション情報)</li> <li>●他モデルの出力 (別のAIモデルが生成したテキストや解析結果)</li> </ul>

(「AI事業者ガイドライン(第1.2版)別添」6頁から抜粋)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 5 ユーザビリティの改善(「AI事業者ガイドライン活用の手引き(案)」)及びチャットボットの検討

AI事業者ガイドラインの活用を支援する資料・ツールとして、①「AI事業者ガイドライン活用の手引き(案)」がリリースされ、また、②チャットボットが用意されました。

### (1) ①AI事業者ガイドライン活用の手引き(案)

「AI事業者ガイドライン活用の手引き(案)」は、同ガイドラインの活用を補助する目的で作成されました。AI事業者ガイドラインを活用する上で前提となる考え方、AIガバナンスの構築時に準備・土台としてはじめに着手すると良いこと、AIガバナンスの実践時のAI事業者ガイドラインの参照の仕方、活用例等が紹介されています。特に、AIガバナンスの構築・実践をこれから始める方々向けに作成されており、役立つツールです。

### (2) ②チャットボット

AI活用における主体や確認したい事項の選択、及びフリーテキスト入力の2つの方法で、AI事業者ガイドラインに関する情報を確認することができる、ルールベースAIチャットボットも用意されています。AI事業者ガイドラインの内容について不明点が生じた場合、まずはチャットボットに相談するという気軽な選択肢が追加され、理解の助けになると考えられます。

## 6 AIガバナンスに関する動向の反映(国内外の最新動向や、企業の取組事例の追記)

AI事業者ガイドライン(第1.2版)では、AIガバナンスに関して、国内外の最新動向や企業の取組事例等、注視すべき最新状況等が追記されました。本稿において、詳細は割愛いたしますが、制度面及び実務レベルでの対応状況の双方について理解を深めることができます。

## 第4 おわりに

AI事業者ガイドライン(第1.2版)は、近時の技術動向や実務の進展を踏まえ、内容の整理・拡充が図られたものであり、企業におけるAI利活用とガバナンスの在り方を検討する上で、有用な指針と位置付けることができます。本稿が、本ガイドライン(第1.2版)の理解や実務への活用を進める上での一助となれば幸いです。

また、AI事業者ガイドラインはLiving Documentとして継続的な見直しが予定されていることから、企業としては、その内容を一時的に参照するに留まらず、今後のアップデート動向を踏まえながら、実務への反映を継続的に検討していくことが重要です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。